

1 議 事 日 程 (第 2 日)

(令和 4 年第 3 回有田川町議会定例会)

令和 4 年 9 月 1 5 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

日程第 1 仮議長の選任を議長に委任する件

日程第 2 一般質問

2 出席議員は次のとおりである (14 名)

1 番	濃 添 勇 作	2 番	栗 山 昌 之
4 番	椿 原 竜 二	5 番	中 島 詳 裕
6 番	星 田 仁 志	7 番	片 畑 進 之
8 番	谷 畑 進	9 番	西 弘 義
10 番	林 宣 男	11 番	岡 省 吾
12 番	森 谷 信 哉	13 番	堀 江 眞 智 子
14 番	増 谷 憲	15 番	殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである (1 名)

3 番 本 下 雅 敏

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

5 番 中 島 詳 裕 10 番 林 宣 男

6 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の氏名 (14 名)

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住民 税 務 部 長	青 石 万 紀 子	福 祉 保 健 部 長	中 岡 万 里 子
総 務 政 策 部 長	井 上 光 生	消 防 長	高 井 永 行
産 業 振 興 部 長	細 野 正 人	建 設 環 境 部 長	竹 中 幸 生
清 水 行 政 局 長	谷 口 輝 代 史	総 務 課 長	南 長 寿
財 務 課 長	山 縣 和 弘	企 画 調 整 課 長	林 光 彦
教 育 長	片 嶋 博	教 育 部 長	小 澤 俊 彦

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名 (2 名)

事 務 局 長 中 屋 正 也 書 記 細 野 鶴 子

令和4年第3回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	殿井 堯	①有田川町の災害に対する対策について
2	椿原竜二	①救急業務について ②地域の特性を活かした産業活性化に向けて
3	栗山昌之	①第2次有田川町長期総合計画（前期）の成果と検討内容について ②引きこもりサポート事業エルベースの実績と今後の事業方針について ③ヤングケアラーと老々介護の実態は
4	増谷 憲	①個人情報保護条例の制度変更について ②デマンドタクシー等と現行制度について ③町道の整備について
5	堀江眞智子	①新型コロナ対策について ②若者の定住促進政策について ③吉備地区内の川の冠水・浚渫について ④県道吉原湯浅線吉見地区の道路改修について ⑤円滑な学校運営について
6	岡 省吾	①ゴミの不法投棄問題に関して

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（森谷信哉）

おはようございます。

3番、本下雅敏君から欠席の届出がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか13名であります。

……………日程第1 仮議長の選任を議長に委任する件……………

○議長（森谷信哉）

日程第1、仮議長の選任を議長に委任する件を議題といたします。

お諮りします。

正副議長ともに事故があるときに対応し、滞りなく議会運営を行うため、地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。

御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

よって、会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定いたしました。

それでは、この会期中における仮議長として、15番、殿井堯君を指名いたします。

……………日程第2 一般質問……………

○議長（森谷信哉）

日程第2、一般質問を行います。

配付のとおり、6名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可いたします。

……………通告順1番 15番（殿井 堯）……………

○議長（森谷信哉）

15番、殿井堯君の一般質問を許可いたします。

殿井堯君の質問は、一問一答形式です。

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

ただいま議長許可をいただきました、15番、一般質問をさせていただきます。

本日の一般質問は、災害対策についてであります。いろいろな方向から質問を行いたいと思いますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

まず一つ目の質問は、昭和28年有田川町未曾有の災害をもたらした有田川大水害についてであります。

この大災害から、来年70年を迎えようとしています。災害対策にどのような点を重要視して今までやってきていただいたのか、また次に、どの点についてこれからやっていただけるのかお答えいただきたいと思います。

決して忘れてはいけない惨事として未来へ伝えるために、記念行事等の実施は検討されているのか。また、避難の重要性を住民に浸透させるためにどのような対策を行っているのか。また、県や有田川町流域自治体に対してどのような連携した広域的な対策をしているのか。

この1番目の問題に対して3問の質問をさせていただくんですが、これは僕にとっては小学校1年生頃の思い出なんです。1年生頃といたら、まだ脳裏には忘れがたいところがあるんですけど、決して忘れることのできない大災害でした。町長も同じ昭和20年生まれで、同じような経験もなさっております。この当時は、下徳田、中徳田、上徳田、奥徳田とこういう4区がありましたけど、下徳田はほとんど全滅状態、中徳田は僕の親元であったんですが、これも床上浸水で中徳田も被害を受けております。そのとき小学校1年生ながら、僕の同級生も亡くなりました。いまだにそのこと

はしっかりとこの脳裏へ残っております。

昔、御存じの人もあると思いますけども、みその座という大きな劇場がございました。何人かの人がある屋根の上で、今の徳田の旧県道筋のところに川があって、本流とその川との間に挟まれて、ほとんど下徳田は壊滅状態になった。そのときに屋根の上から助けを求めているんです。目のほん70メートル、80メートル先なんです。

こういう教訓を、この質問をするたびに思い出すんで、質問になるかどうか僕は自信がなかったんですけど、頑張っってこういうことを将来・未来へ伝えていってもらえるような、町に行きごと、町の体制をしっかりと今日は質問に代えさせていただきたいと思いますので、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

また、有田川町の流域に対しての連携、有田川町は幸いにして高いところにありますんで、津波とかそういう関連の何は大丈夫だと思いますけども、有田市広域は、有田市、湯浅、広、ここらは海辺に沿っております。一発津波が起きれば、有田川町を中心にして連携して被害の少ない町が汗をかいて、被害の多い町に対して助けていかなければなりません。僕も広域に行かせてもらっている以上、広域的なお互いに助け合いをしてやっていただきたいと思いますので、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

そして、二つ目の質問に入らせていただきます。最近、気象状況が関連した対策についてであります。

今年夏の日本各地で豪雨被害が相次ぎ、異常気象という言葉は既に適当でなく、この状況が恒久化しているのではないだろうか。このような現状を認識した上で、次の点についてお答えをいただきたい。

吉備地区において非常に今、宅地開発が進行し、新築住居が増加している。これは皆さん御存じのとおり、まず徳田の上・奥、こっちへ来まして土生とか植野、水尻、物すごい角度で件数が増えております。その土地開発に対しての土地自体の保水力、土から家が変わっています。それ全て今まで保水していた水が今度は排水のほうへ流れ切っております。その排水が今現在、有田川町としてどのような対策をされているのか、また排水が進んでいるのか、ここらの点も事細かくお聞きしたいと思います。

また、住宅用地の開発で、排水に対してどのような計画もあるのか、また後で担当部のほうからも答えをいただければと思います。

また、新築で移住されてきた方たちのその場所の土地カンがない、その上に家族構成は自分たちの家族のみという方が多い。災害発生時に避難誘導の移住者に特化した対策は行われているのか、これはもう大事なことです。せつかく有田川町へ移住してくれているのに、もし災害が起こったらどのようにして避難したらいいのか、どこへ避難したらいいのかということについてのまた答弁もいただければと思います。

また、これに関しては大変大事なことだと思いますが、家族の中に子どもさんがいる場合、保育所や学校、学童保育などの施設が開所中に災害が発生したときに、保護

者が迎えに行くなどの対応ができない場合は、どう施設で対応してもらえるのか。地元で親御さんが仕事をしている場合は、すぐにその施設へ子どもを迎えに行けます。もしかかなり遠い距離のところでお仕事をなさっている人は、この災害が起きたときにその施設へすぐ飛んでいけないということは、その施設の担当者がその子どもたちを守っていただかなければならないという点が一番大事なところなんでね。

前にも東北の災害があつて避難するときに、災害の真ただ中のほうへバスが行って波にのまれるって、こんな痛ましい災害がありました。こういう面に対して教育部のほうから、これは事細かくどういう対策を持っておられるのかということをも十分御理解して我々の質問に対応していただければと思います。

また、山林や農業用地、大雨に対する調整能力を自然が有している、その能力を最大限に利用できるような施策を担当部署は検討しているのか。山に鉄砲水が起きて、豪雨になれば今、線状降水帯というようなとてつもない雨が降る。そのときに山間部に移住されている人は谷水というのが物すごい。山の高いところから低い処へ流れるのは水の常識であります。このときに山間部に住んでいる人、また山間部にそういう洪水的な水が発生したときに、どう対応しているのか、どう理解してどのように対処できるのかを聞きたいと思います。

また、三つ目の質問に入ります。この三つ目の質問はかなり力を入れて質問をしたいと思います。

災害対策は受け身の守り一刀ではなく、災害時にこそ積極的に行動することが求められるのではないだろうか。被災箇所へ支援や地域防災の要となる大規模な防災拠点の整備についてどのように考えているのかをお答えいただきたいと思います。

今、我が有田川町に避難場所といたら、小学校の体育館か会場しかございません。そのときにテレビのニュースで何か見ていると、食事する場所、お風呂、また夏・冬にはどうしても暑い体育館ではなかなか冷房関係とか、また冬寒いときには暖房関係が必要になっております。この質問に対して支援地域防災の要となる大規模な拠点の整備について、再度これへ力を入れて質問をさせていただきたいと思いますので、町長、いろいろとあると思いますが、今回4回目のクーポン券を出す、男前ですね。1回発生したら2億6,000万円から7,000万円から、これを4回もやるということなんで、ここでもう一つ、この大災害の基地に対して男前になっていただきたいと思いますので、かなり突っ込んだ質問になろうかと思ひます。

まずここに今日、傍聴にみえている人の中で、やっぱり徳田関係とかそういう被災に遭われた方が多いんです。アクティ徳田の元の会長、今の会長、一生懸命に今、徳田に関してもごみを拾ったり、何したりやってくれております。だから、この怖い災害とかそういうのを体験して、現地で親御さんが亡くなったり、自分の子どもを亡くした人が今日傍聴に来ていることが多いので、町長、ここらは言いにくいことも言っていていただいて、できにくいこともやっていただく、無理難題の質問になると思ひます

が、よろしく申し上げます。

以上で、登壇の1回目の質問を終わらせていただきます。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。今回もまた6人の方が質問に立たれるようであります。私を含め部長、課長が丁寧に御答弁させていただきたいと思います。

それでは、まず殿井議員の質問にお答えさせていただきます。

有田川町の災害に対する対策についてでございますけれども、殿井議員おっしゃったとおり、昭和28年7月18日、私もまだ小学生の低学年でございました。今でも鮮明にそのときの状況は覚えております。議員おっしゃったとおり、僕はちょうど下津野駅から眺めてたんですけれども、北の山から下津野駅までもうすごい濁流で、おっしゃるとおり、屋根の上に上って何人も流されている光景を目の前で見まして、それでも何にも手を出すようなことができませんでした。本当に悲しい出来事だったと思います。

あれから、もう来年で早いもので70年たちます。降り続く豪雨と大水害により、一夜にして廃墟と化した惨状は、今はもう全部復旧してはいますが、現在の姿からは想像することができません。

有田川町では、それぞれの分野において御活躍されておりました192名の方が大水害に遭遇し、帰らぬ人となりました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、当時の悲惨さを語り継ぐことが極めて大切なことだと思います。7月18日水害を振り返り、その教訓を学ぶとともに、災害に強いまちづくりの誓いを新たにすため、7・18水害70周年慰霊祭を執り行わせていただきたいと思います。できれば7月18日の日にできたらいいなという考えを持っております。

次に、避難所の重要性を住民へ浸透させるための対策でございますけれども、昨年度、洪水・土砂災害ハザードマップの各戸配布を行い、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の危険区域を住民の皆さんにお示しした上で、各災害に応じた避難場所への避難、災害への備え、防災・減災の対策に努めていただくよう周知したところでございます。

また毎年、防災月間であります9月に町広報誌において防災特集を掲載し、水害など各災害の危険性や被害想定を記載するとともに、日頃からの備えや災害発生時の避難行動等について記載し、命を守るための避難の重要性をお伝えしております。その他、自主防災組織など各団体の防災研修にも担当職員が出向き、避難の重要性などについて周知させていただいております。

次に、県や有田川流域自治体と連携した広域的な対策でございますけれども、近隣

市町村や県などから構成された有田地域等における大規模氾濫減災協議会にて、有田地域の河川流域における大規模氾濫の減災対策を一体的・計画的に取り組んでおります。

近年、激甚な水害が頻繁に発生していることを踏まえ、近隣市町村や県とより一層連携・協力し、広域的な水害対策や流域治水について取り組んでいくことが重要であると考えております。ただ、いずれにしても自分の命を自分で守るというのは大前提でありますので、そのためには何ができるのか、これからも十分に検討していきたいと思っております。

次に、2点目の吉備地域の排水路の改修についてでございます。

議員がおっしゃるように、吉備地域におきましては、近年、急速な宅地化が進んでおり、雨水のしみ込む土面が少なくなり、保水されず、すぐに水路に流れ込む水は多くなっていると思います。そのような中、町としましては道路を新設する場合などについては、排水計画を立て、水路の新設や整備を行っております。それ以外の水路についても、令和元年度から令和3年度におきまして、町の関連施設では26か所の排水路の改修を行いました。

農地関連施設では、小規模土地改良事業や農業水路等長寿命化・防災減災事業により、12か所の用排水路の改修を行いました。町としまして、各区からの要望箇所や危険箇所を確認し、早急に改修していけるよう今後も取り組んでまいりたいと思っております。

次に、住宅用地の開発時の排水路に対する指導についてでございますけれども、事業者から提出された開発申請書を確認し、排水施設について開発区域内からの流出する汚水・雨水は分流されているか、流末処理については関係水利団体、河川、水路等の関係者及び管理者の同意が得られているのか、水路構造物の構造は適切か等の確認を行い、事業者に対して指示・指導を行っているところであります。

本当に今、吉備地域各地でこのぐらい住宅が増えて、各地で今まであふれん溝がどんどんとあふれてきております。そういうところが何か所かあるんですけども、まず有田川、それから鳥尾川、天満川、この改修が最も重要だと考えております。有田川については、今年も立ち木伐採、それから河川掘削、堆積土の除去、これかなりの金額でやってくれます。天満川についても、やっとな農協から上についても広げようかということで、今測量してくれている現状であります。ここらも含めて、今後、雨水対策にはしっかりと力を入れていかなあかんという考えを持っています。

次に、移住された方への対策でございますが、転入された方には、手続の際お渡ししております暮らしのガイドブックの冒頭に、防災情報として、防災や気象に関する情報の確認方法や避難場所について記載し、事前の準備や確認をお願いしているところであります。

また、転入される際、被害想定区域や避難場所の確認やお問合せがございましたら、

個別に対応させていただき、ハザードマップ等について、避難経路など迅速に避難できるように説明をいたしております。

保育所や学校、学童保育などの開所中に災害が発生したときの対応につきましては、災害時に保護者・御家族の方が対応できないことも十分考えられます。そのときは、各施設で責任を持って対応してまいりたいと思います。保育所、学校、学童保育は、保育・教育の場として子どもたちの安全が最優先されなければならないと考えております。各保育所、学校、学童保育では、災害に対するマニュアルを作成し、訓練を実施するなど常に対応できるようにしておりますが、今後もさらに徹底させ、災害発生時において子どもたちの命を守り抜けるように対応してまいりたいと考えております。

次に、山林や農業用地の降雨に対する調整能力を利用する施策の検討についてでございますけれども、議員御指摘のとおり、山林や農業用地は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の多面的機能を有しております。特に中山間地の山林や農業用地は、国土保全に加え洪水の防止など防災面でも重要な役割を果たしていると言われております。

林業施策としては、木材生産機能を維持するだけでなく、水源涵養機能、山地災害防止機能、土壌保全機能を維持増進していくため、森林経営管理制度により適切な森林管理を計画的に推進するとともに、広葉樹林への転換を進めることにより、森林の有する多面的機能の向上に努めていきたいと考えております。

農業用地につきましても、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業などの事業を活用し、農地を維持することによりその多面的機能が十分発揮できるよう取り組んでまいりたいと思います。

しかし、近年は線状降水帯の発生等により、想定以上の豪雨が各地で記録されております。災害を最小限にとどめるための取組を進めるとともに、災害時には各集落、和歌山県及びJA等関係機関とが素早く連携できる体制をとれるようにしていきたいと考えております。

次に、3点目の大規模な防災拠点の整備についてでございますが、有田川町地域防災計画の中の防災公園整備計画にもあるように、本町には現時点において防災活動拠点となるような公園が少なく、地震・洪水災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の収集・集積拠点、周辺地区からの避難者を収容し、避難者の生命を保護する避難地等として機能する都市公園について、緊急的に整備を推進する必要があります。

防災公園は、平常時には住民に親しまれる憩いの場、多目的なレクリエーションとして利用するため、多世代が集う居心地のよい都市公園として基本的な機能を確保しつつ、特に若者世代を魅了する価値の高い地域づくりに資する事業展開を目標とします。また、大規模災害時においては、広域避難地や救助活動拠点、建設型応急住宅用地等としても活用できるよう、防災拠点として重要な役割を担うものとしたいと考え

ております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

答弁漏れはございませんか。

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

それでは、質問席から質問をさせていただきます。補足答弁がないようでしたので、次は直に担当課に質問をさせていただきます。

この有田川町大水害、冒頭にも申しましたけど、うちにも孫がございます。孫に、じいちゃんが小学校1年生頃、こんな大きな災害があったんよ言うても、受け取り方が会話のみの取り方しかできないんです。そのときには会話で入ってきてくれますけど、実際どういう被害があって、どういうことが起きたんやということを、行政側から行事ごとによって今の若い子に伝えていただきたい。だから、今、60年もやっていただいたことも承知しています。また、70年にどういうことをやっていただけるのか、担当部からちょっとかみ砕いた御答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

殿井議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

実際、私らの年代でいきますと、昭和28年の水害から10年以上たって、復興の終わった時点、そこから生まれています。ただ、小さい頃よく遊んだ、よく知っている地域が写真や書物で見ますと、非常に無残な被災、そしてまた今、災害においては自助・公助・共助、この三つを併せ持って最大限に災害を低く抑えて、また復興を早くするというのが求められているところであります。それを絵に描いたような有田川町の大水害の復興ではなかったのかなと思います。

私、その災害が起きてからほんの10年、20年までに、その一番災害の起こったところでよく遊ばせていただきました。友達もいてました。その中では非常に速い、そういう三つのことが重なった上で復興されたんやないかと思います。

また、殿井議員御質問の、これを広く住民に知らせて、それを防ぐ施策、それを防ぐ自助、それを防ぐ共助というところは非常に大事なことやと思っております。町長の答弁にもありましたとおり、70年を迎えますので、記念というか式典をさせていただきたいというところであります。ただ、その中で議員御質問のどうしてそう伝えるんかというところについては、今ちょっと考え中でありまして、後世へ残していく、そしてまた目の当たりというか、百聞は一見にしかずと申します、その式典の中では各資料を展示させていただくというのはもちろんしますし、なおかつ、できたらそう

いうウェブを通じてでありますか、もしくは冊子にするかというところで、その災害の悲惨さ、また今現在どういうことが想定されるのかというところも盛り込んだ上で、各住民に周知したい、そういう意義のある式典にしたいと考えてございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

今、部長から過度な御答弁をいただきました。

我々は、本当に後世に伝えていかなければならない、そういう式典の場所に我々は招待されていくんですけれども、そのときに、そういう悲惨な写真とかそういう面があれば、なるべくなら人の目につくように、こういうことがあったんやということのアピールをさせていただければよいと思いますので、その点もまたよろしく願いしておきます。

この未曾有の災害によって、一番被害を受けたのが清水地区なんです。壊滅状態になっているわけです。というのが、今みたいにそういう防災的な域の連絡が取れていない時分のことなんで、結局は災害によって豪雨に対しての山崩れとか、そういう川が切断され、道路が切断されているわけなんです。だから、今みたいな対応はなかなかとれない時代であったんでね。今現在そういうことが起きた場合、清水地区ではどのような対策を取って、どのようなことをみんなにすぐ知らせて、どのように安全で導くか、そういう対策は清水行政局長、今どのようになっておりますか。御答弁願えますか。

○議長（森谷信哉）

清水行政局長、谷口輝代史君。

○清水行政局長（谷口輝代史）

殿井議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、道路が寸断されるという状況に陥ると思います。それで、ウェブ会議などで本部と、これはできるかどうか分かりませんが、行政無線もあります。そちらで本部と連絡を取り、まず清水消防署、これは消防団を管轄しております。それと緊密に連絡を取り、行政局内の限られた人員で迅速に初動態勢を確立し、消防団、自主防災組織とともに地域住民の命と財産を守りたいと考えております。

その国道480号が寸断され迂回路が利用できない、そういうようなことが想定された場合ですけれども、令和3年1月に県警の呼びかけで、かつらぎ町の花園支所と合同訓練をした経緯等ございます。それらを生かして、かつらぎ町方面からも機動隊など派遣要請ができればと考えております。

さらに大規模災害を想定いたしまして、清水地域の防災広場といたしましては、二川地区の旧白馬中学校グラウンド、それから昨年度施工しました旧城山出張所跡の二

川防災広場、今年度、用地を取得・造成しております清水地域公園、またその近くで今年度取り壊される予定であります旧清水商工会館の跡地など、その他、休廃校中の校舎やグラウンドなどを利用したいと考えております。

また、今後の対策といたしましては、国道480号の迂回路となります県道野上清水線、県道境川金屋線など、拡張整備を清水区長会から要望いただいております、有田振興局建設部に建設環境部長、建設課長、建設環境室長、私を含め同席し、要望書を提出させてもらっているところでございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

備えなければ憂いなし、やはり平生からこういう勃発的な災害が起きたら、こういう行動をしましょう、マニュアルでこうしましょうということは一番大事なことです。だからその点、孤立してしまうんで、そこらの対応は素早くやってもらわんと、これは住民が戸惑うもとになりますんで、その点は十分今からでも対処していただければと思います。

まして、このかわら版58号、2年ほど前ですか、僕が一般質問をさせてもらったのは、令和2年8月のかわら版なんです。このとき、消防長に対してドローンの質問をさせていただきました。だからこのドローンは、そのときでも人が入っていけない場所の被害状況をドローンで撮影すれば分かるんで、消防署としての役割は、ドローンに対して技術者が何人待機できるんか、どのようにして訓練しているのか、前の消防長に質問させていただいたと思います。それから2年たってますんで、消防長、その件はどのぐらいの人数で、どのぐらいのドローンを使って、今どのような視察をできる体制をとられているのか、準備はしていただいていると思いますんで、その経緯・結果を御報告願えますか。

○議長（森谷信哉）

消防長、高井永行君。

○消防長（高井永行）

消防長の高井です。よろしく申し上げます。殿井議員の御質問にお答えさせていただきます。

ドローンについては、以前回答させてもらったとおり、各署、吉備金屋消防署に1台、清水消防署に1台配備しております。吉備金屋消防署については、以前はカメラで撮影できるだけでしたけども、現在、スピーカー機能、それから人の体温を検知する赤外線機能のついたものに更新しております。

現在の操縦者ですが、吉備金屋消防署に6名、清水消防署に4名、消防本部に4名を指名しております。訓練ですが、各人、月2回、離陸訓練から基本的な操作、水平

飛行であったり、上下の飛行であったりというのを行っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

そういう2年前の質問から進歩されているということを聞いて、人の行けないところへ技術的なドローンを使えば、被害対策、被害内容が即座に分かると。清水は孤立してしまっている場所へドローンとかで、陸は無理で空のほうで災害対策に当たらんと、なかなか陸からは難しい。空からの力ということは、ドローンは早束手早く連絡が取れるんで、町の吉備地区が本部として連絡を取り合っ、どういう状況だということはずぐ我々のところに連絡が届くような体制をとって、今後、またそのドローン的なこととかいろいろな面で消防長には御無理申しますけども、そういう連絡の対策は常に考えていただきたいと思います。

それと一番肝心なのは避難対策の周知。これ間違っ危険な方向へ逃げるという格好になって、前にえらいことになったことがあるんですけども、この避難対策の周知をするのは、担当はどこですか。担当者は手を挙げていただけませんか。

先ほど答弁いただきましたけど、この避難に対しての周知というのは、今現状どのような対策をやられて、どのように何していただけるのか、再度御答弁願えますか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

避難につきましては、町長の答弁にありましたとおり、新規の転入者についてはその都度紙ベース、もちろん個々に対応して周知する、もしくは実際のところ災害が起こったらどうやって逃げるんか、その災害によってもまた違ってくるとは思います。各地には自主防災組織というのが組織されています。そこにも訓練等で、こういう場合はどうするという実地をもって各町民に周知していただいているところでもあります。

ちなみに、このコロナ禍なんですけど、藤並の地域についてはこの11月6日に防災訓練を実施する予定であります。また、その6日の昼からについては、各有志の地区が寄って、防災についての見識やそれを深めるというところで防災運動会なるものを開催する予定にしております。そういう紙ベースはもちろん大事です、そして口頭でももちろん大事ですが、実際に起こったときはどうするかという、その現地で実際訓練するというのが一番かなと思ってございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

避難というのは、訓練をやり過ぎるということは絶対にはないんです。平生から訓練をやって、なるべくなら素早く避難ができるような体制をとっていただければと思います。

また、有田川流域の各自治体の連携、ここらは広域的なんで、まず有田1市3町ございます、これで広域を組んだ事業もかなりやって、いろいろと何してますんで、被害の一番少なかった町が被害の一番大きな町にすぐ連携をとって助ける、助けてもらえるという連携を、また広域の副管理者である町長にもお願いして、そういう対策、1市3町の連携をとっていただいて、訓練とかどういうときにどうするとか、さっき冒頭で言いましたけども、水害とか山崩れは有田川町はもうかなり被害はあると思いますが、津波とかそういうのはもう湯浅町、広川町、有田市は海辺ですから、そのときには、うちの有田川町が力を発揮して、助け合いのそういう連携を町長にまた取っていただければと思います。その点、この1問目の質問はよろしくお願いして終わらせていただきます。

次に、2問目の質問に入らせていただきます。

今、有田川町は物すごく人気があるんです。大変喜ばしいことなんです。今現在、僕が住ませてもらってる上徳田区、また端の奥徳田区、上徳田区は僕が来た時分は80軒ぐらいしかなかった。今は180軒から約200軒、まだどんどん家が建ってます。まして奥徳田なんかは30軒しかなかったのが、もう200軒弱。まだ、それからこっちへ下がってきて、植野とか土生とか下津野辺りが物すごく家が増えてます。どうしてあんなに有田川町が人気あるのかぐらい、ようさん増えてますんで、そこで住民税務部長、大体過去3年あたりでどのぐらいの新築が有田川町に移住していただいているのか、またアパート、マンションもかなり増えてますね。また今、徳田辺りで大きな商店も1軒できているという格好になってますが、この現状は過去3年ぐらいでどのぐらいの軒数になるかお分かりですか。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

殿井議員の御質問にお答えいたします。

過去3年間、令和元年、令和2年、令和3年で一戸建ての住宅につきましては293軒、アパート・集合住宅につきましては16軒の新築がございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

大変な数で大変な人気ですね。だから今、住民税務部長の言葉をお借りしまして、建設環境部長、このくらい家が増えてるということは、逆に言えば、保水力が少なく

なって排水量が多い、これに対して対応できているかどうかなんです。この量が全部、水というのは高いところから低いところへ流れますんで、この膨大な数の排水が川へ流れるんです。だから有田川町へ流れる枝川から全部の水が、今のゲリラ豪雨とかそういうぐあいで一遍に流れたらようのまないでしょう。

だから、家が建つのに排水に対してどういうことをやってるんなどということ、昔、牛追い道ってあって、池から田んぼへ入れる側溝なんです。まだ石垣積みのみぞこが多いんで、今までそんな大量の水がないんで、そう家がなかったんで、池から田んぼへ入れるそれはいまだに残ってるんですけども、それは石垣積みなんで、石垣が潰れたらみぞこをせぐんで、オーバーフローしてしまって、住民に対して物すごく迷惑がかかってるんですけど、今後どういう対策と対処していくんか、今まで現実にどういう方向で進めているのかお聞かせ願えますか。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

殿井議員の御質問にお答えいたします。

現在、住宅地の団地の開発というのが進んでおりまして、雨水の排水の状況は年々激しく変化していると思います。今までの施策としましては、道路改良・新設といった場合に、その関連で水路を改修してきたりとか、あと水利組合等の関係では小規模の農地の排水路の改修工事というのは進めてまいっております。

ただ、どこで排水の状況が変化してくるかというのはなかなか予測がつきませんので、その排水の状況が悪いところを確認しつつ、今後も対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

これ待たなしたんですよ、部長。明日の日に台風が来て、線状降水帯が大雨をもたらしたと。今の現状で、有田川町の今質問した側溝関係で、十分これをはかせる状態であると思いますか。その点いかがですか。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

近年の線状降水帯による一極集中のその大雨の場合には、なかなかあちこちで冠水する等も考えられます。十分に雨の状況がどの程度までということは分からないですけども、そういった場合には十分に水がはかせられない、また支流河川等でも同じような形で、なかなか機能を上げていかんことには水は流れていかないと思っております。

す。

○議長（森谷信哉）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

町長、これは早速取りかかっていかんと、これはもう洪水被害が出る一番元なんで、これですぐに取りかかると工事的なものもあるんで大変だと思いますけど、これは昔、下水をやる前に雨水のシミュレーション、これは産業建設住民常任委員会でも取り上げて、どのように対策するかということで小島の環境センターで、大規模なモーターとかを据えて、川が枝川より水位が高くなったときにポンプアップして川へ流す、そういうシミュレーションがあったんですけど、下水のなんで、この件が遅れてるということは十分承知しておりますが、これに対して早急にその雨水の部分的な分をやってもらってる、今の答弁も理解してます。これはまたいろいろと住民の生活に難を及ぼすことなんで、その点どのように今後早急にやられているのかをお聞かせ願います。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今、殿井議員がおっしゃったとおり、下水の工事が始まるのと一緒に雨水対策も実は一緒に計画してたんですけども、あまりにも予算が膨大で、これはもう乗り切れんということで、今の線状降水帯がまともに来れば、実際言って、対処できないのが事実です。ただ、これを完璧にやろうとするほど今財源があるわけではないし、できるだけそういうことの犠牲者が出ないように、さっき言うたように、これから住民にも自分の命は自分で守ってもらうということを基本にしながら、雨水対策は絶対これからやっていかなければならない事業だと考えております。

○議長（森谷信哉）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

その点、十分に留めていただいて、できることなら早急にやっていただきたい。よろしく願いしておきます。

それと、これはもう一番肝心なことです。この前もバスの中で子どもさんが取り残されて亡くなられております。これはもう完全なミスです。これはもう想像もつかないミスです。ただ、これは子どもさんの保護者、学校関係、冒頭に申しましたように保育所、小学校、学童、これの災害が起きたときに、その場所から避難しなければいけない。こういうときに親御さんがすぐ駆けつけられない。駆けつけられる親御さんは、まず子どもを守るでしょう。でも駆けつけられない子どもさんが、その施設の先生並びに事務員、施設の人を集めてすぐ対応できる体制、しかし幾分にしろ子どもさんが多い、その誘導をする人が少ないというときに、万が一事故とか災害が起きた場

合、どのように対応できる体制を多分整えてくれてますね。多分整えてなかったらえらいことになりますね。だからどういう準備をして、どのように整えているのか御答弁願えますか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

殿井議員の御質問にお答えさせていただきます。

子どもたちの安全を最優先に考え、各保育所・学校・学童保育では、災害に対するマニュアルを作成し、日頃から避難訓練等を行っているところでございます。

また、火災や地震時の避難の仕方、保育士、教職員、また学童支援員等職員の皆さん及び子どもたち、そして保護者会であったりPTAの方であったりに対し、火災や地震時の避難の仕方であったり洪水、土砂災害、ハザードマップに描かれた洪水浸水予想地域や土砂災害区域の危険地域や各災害に応じた避難場所への避難、災害の備え、防災・減災の対策のためなど、自身の命を守る行動についてより多くの学習機会を設けたいと考えております。

災害の知識でありましたり、安全な場所・危険な場所の知識、発生を想定した避難行動を取ること、迅速な避難であったり情報共有と連絡体制が大事であると考えております。避難場所等に避難する場合におきましては、教育委員会に連絡し、速やかに避難をし、職員だけで避難が難しい場合は消防、また教育委員会、地域防災等に連絡し応援を要請したいと考えております。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

それは絵に描いた餅です。それは質問に対して、答弁というのは文章で答弁してるだけです。

現実に一步踏み込みますよ。仮に御霊小学校が火事とか災害ですぐ避難せんなん、どこへ避難させますか。その候補地、僕が質問してるのは、どこへ逃げさせたらいいか、その場所は今確定できますか。答弁できますか。その質問をしてるんです。

だから今、御霊小学校に何名いて、先生が何名いてるか、僕は承知してません。しかし、その生徒を一時も早く避難させる場合は、平生からその災害によってどこへ避難するかという想定をして訓練をなされてますか。僕が質問して答えが欲しいのは、今現在ここの学校がこういう被害に遭った場合、ここへ避難する、だからこの被害はここへ避難する、そういう想定をなされているんかどうか、教育長、いかがですか。

○議長（森谷信哉）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

殿井議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、御霊の例がございましたので、御霊小学校の場合は、火事、地震の場合は、その災害の場所とか状況によるんですけれども、運動場の南端に移動させて、そこで人数確認とか災害の状況を確認して、次の対策をするように設定されております。

有田川町におきましては、安諦小学校から藤並小学校まで児童生徒の状況が全く違いますので、それと災害が予想される部分も違いますので、その学校に応じた避難場所というのは設定されてございます。

以上であります。

○議長（森谷信哉）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

かなり踏み込んだ質問になったんですけど、やっぱりそれが大事です。子どもさんの命というのは大事です。また親御さんがすぐそこへ駆けつけられやんとなれば、駆けつけている親御さんはやっぱりそれに協力してもらわんなん。だから、学校の隅へと言うけど、学校自体がその窮地に陥ったら隅へ言うてられんでしょう。

だから、それは町行政とそういう関係で平生から、子どもさんのことですよ、まして小学校の学年で高学年の人は判断がつくでしょう。だけど保育所なんかはそういうところは判断はつかんでしょう。そういうことは、町行政側とあなたたちがいつでもキャッチボールしてその点をどうするか、細かい点はどうしたらいい、こうしたらいいという打合せを、そこの担当である副町長、平生からそういう案で各小学校に対して、藤並小学校はこうこうしかしか、こうかくかくと、田殿小学校はこう、清水の小学校はこうというハザードマップ的なことで訓練させているのかどうか。この点、副町長いかがですか。

○議長（森谷信哉）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

今、具体的な実践をするようにというお言葉だったと思います。それにつきましては、今後とも防災担当部であります総務政策部と、常日頃から教育部とその避難の方法について情報共有し、実践を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

これは、起きてからの行動では遅いです。平生からそういうことを教育並びに行政がこれを密に対談して、僕がいつでも言うてるように、縦横斜めの線で連絡をつけ合

って、平生から訓練してもらわんと、小さい子どもさんを避難させるんですよ、大人が逃げよと言うてるわけじゃないんです。小さい子どもさん、走れん子どもさんもあるんですよ。そこらは教育委員会と執行部が十分連絡を取り合って、平生からそういう訓練をしていますが、そういう災害時のときはなかなかそのとおりいかないんですよ。その点またよろしく願いしておきます。

それと、2問目の最後になりましたけども、山林・農業用地の調整能力という質問をしましたね。これはゲリラ豪雨、谷水というの恐ろしい鉄砲水が出てきます。音を立てて来ます。これの再利用するという、前にうちも小水力発電で全国的に名前が挙がりました。そういう利用方法とかそういう雰囲気的なものを何か計画してますか。これは産業課のほうですか、企画とかこういうのをやるのは。産業振興部長、いかがですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

災害の対応につきましては、山林、農業用地というのは、先ほども答弁にもありましたように、多面的機能、雨水機能というのを十分発揮できるように対策を進めているところで、それが我々の大きな任務だと思っております。

それで殿井議員言われますように、大きな鉄砲水とかそういった水が発生して災害になるようなこと、一番はないようにその機能を保たせるというのが一番大きな任務だと思っておりますけども、そういったこともあり得ることでございます。そういった場合には、関係機関と連携して、また地元の団体、集落で農地等を守っていただいている団体もございます。そういった団体とも協力し合いながら、即時に対応できる体制をつくるというのが一番うちの任務だと思っております。それを活用するというところまでは、今現在は考えておりません。

○議長（森谷信哉）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

町長に冒頭でこの答弁をいただきまして、今部長にも答弁いただきました。大変状況で判断せないかんという難しい点があると思っておりますけども、なるべくそういう面も研究していただいて、施設ができれば、そういう対応ができればしてほしいと思います。

それで2問目の質問を終わらして、今度は町長、この3問目の質問は力が入ります。今日は傍聴に来てくださっている前区長、今の区長、アクティ徳田の役員、また水利組合の役員、また吉原地区の区長もみえていると思うんで。

今、上徳田で大きな池を埋めております。これ約1万坪。冒頭の檀上で質問させていただきましてけども、ここへ町長、防災公園をどうですかと。今、各地で方々、田

辺とか橋本とかあっちのほうへ大きな防災公園ができてますね。だから、これのヒントをいただいたのは職員からなんです。

町長も御存じの長期総合計画、都市開発、林議員と僕と一緒に行かせてもらった、その中で担当部署から、あの土地買うたらどうなのというのがあって、あの土地何するのよって、変なもん埋まってたらえらいことやぞということを雑談で話をしたんですけど、これ防災的な避難場所、あの土地は1万坪ある。ああいう土地はもうめったに出ません。だから、あそこに1か所、清水にも1か所、またこっちの藤並地区にも1か所、ああいうところを探して避難できる場所。平生は大きな坪数なんで年寄りがやるゲートボールとかグラウンドゴルフとか、子どもたちがやるサッカーとか、そういうところでグラウンドとしてとって、そこへもし事故が起こって避難する場合には、60人ぐらいの食事したり、また今、よく災害が起きたときに自衛隊が風呂を作ってますね、そういう風呂。

1回目の質問の冒頭でやらせてもらった、そのときに対応できる、生活できるという場所が理想的な場所やということを防災都市計画、これ建設課から上がってきてます。これ内緒の話で、あまり聞かんといってください、町長がゴーを出してる。ええことやからやりたい。ただその埋立てのときに不純物が入ってるか、ないかという格好のことでちょっと二の足を踏んでるようやけど、いいことやからやれと、町長がそつと言うてるということも聞いております。これ被害に遭われた方しかなかなか分からん、こんないい条件で、こういうことが起こるといことは、さすが建設環境部長、あなたのところの部下からこの案が出てきてるんです、都市計画の中で。これまだぶち上げるなよ、まだ言うなよという格好やけども、賢いんですね、建設の若い子が。町長の足をくくりに行行ってこれ町長やってくださいよって、みんなのおる前でぼんとぶち上げたんです。えらいことですね。その場所で町長にどういうことですかと聞いたたら、町長が買えるもんなら買いたい、そういう対策をしたいと。これは災害、水害を味わっている下徳田の住民とか、また清水の住民とか、田殿の住民が聞いたたら、これすごいことですね、町長。

だから、この質問は僕と町長で、何とか町長にうんと、やりますという言葉を引き出すまで、僕は時間をオーバーしても議長、徹底的にいけますんで、その答弁はいかがですか。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

殿井議員がおっしゃったとおりでありますけど、防災公園というのは利便性がよくて、ある程度有田川町の規模から言えば、この地域の規模から言えば、1万坪というのは適切かと思っています。

ただ、あそこは欲しいという気持ちは今でも持っています。ただこれは民間の人の

持ち物でありますんで、まだこれからの交渉になってくると思いますし、いろんな方の意見も取り入れながらやっていかなあかんで、今ここで買うというような答弁は差し控えたいと思います。

○議長（森谷信哉）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

同級生のよしみで町長、担当者に聞いたら、状況は今言われたように民間が持っている。また埋め立てて障害物とかそんなもんかが埋まってないかも調べないかという格好のことも耳に入っています。しかし、よかったら行けよと、ゴーを出しているとも聞いていますけども、条件が整って、向こうの業者のほうも町が買い上げてくれるんやったらといううわさも入ってきてます。障害的なこともあると思いますけども、そこらは担当者と慎重に行動して、これ万が一、一発ぼんと災害が起きた場合に、そのグラウンドをこしらえていけば仮設住宅ができますね。まずそのグラウンドへ仮設住宅、すぐ避難してくれた人が住める場所、こういう何してて、これ町長、防災公園という名目を打ってその土地を買うときに、施設に50%ぐらいの国からの補助金が出ると聞いた。それ副町長とひそひそ話してますけども、その点よう分かっているのは副町長のほうで、その点はいかがですか。

○議長（森谷信哉）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

防災公園等の整備に関する支援につきましては、私の調べるところによりますと、用地費として国費3分の1で、施設費で2分の1、あと地方債で対応ということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

これ町長、男前になりますよ。4回目の何も大事ですけど、これも大事ですよ。

これあるアクティ徳田の役員さんなんですけど、ちょっと話をする機会があって、こういう質問をさせてもらうんですけどと言ったけどね。今、徳田と糸野、橋の話も出てますね。これも一般質問を何回もやらせてもらってる。この橋より殿井さん、こっちが大事ですよという人が多いんです。当たり前でしょう。やっぱり災害を受けてどうにもならん人が避難する場所が絶対必要やと。こっちのほう为先やという意見も僕の耳に入ってます。何が何でもこれを達成したい、だけど今、民間相手のこと、また埋立てた場所の不都合とかそんなことがあると思いますけど、もしなければ向こうの持ち主のほう、民間が持ってる企業の人ですけども、この人もそういうことに利

用してもらえればわしとこは異存ないという格好になってるんで、町長の本音ですよ、いかがですか。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

本音というよりは、非常に最適な土地だと思っています。僕もあそこはぜひ譲ってもらえという命令も出していますが、何せおっしゃったとおり、他人のもので、まだ一つも交渉もしたこともないし、先ほど言うたいろんなことがクリアできて、やっていかなあかんことがこれからたくさんありますんで、用地としては非常に最適だという考えは持っています。それ以上のことはここで答弁は差し控えたい。

○議長（森谷信哉）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

もう今の町長の答弁で、笑顔で答弁してくれたということは、傍聴の人は皆見てるんです、ああもうその気になってるなど。ただ障害さえなければ、これは本当に副町長も大事な事業です。これ本当に今、隣接の和歌山県でもやっているところが何か所しかないんです。これ決して無駄になるところと違います。

また、ああいう大きな土地、企業が来るって、今あそこの川の向こう側へ車は何百台と置かれてるんです。どういう企業が来るか、どういう体制になるのか分からなくて、こういうときにあの土地を買っていただくという勇気を出していただいて、条件が整えばの話です。そういう答弁を期待して、傍聴がかなり増えていると思うんで、再度お伺いします。町長の買う気があるんかどうか、ひとつよろしくお願ひしたい。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

もう先ほどから何回も申し上げたとおり、僕としてはここは最適な土地だと。ああいう土地は、もうそんなに何か所もないという考えで、ただ防災公園としては、有田川町全体としたら1万坪ではとても足りないという国からの指導も受けてますし、そこについては本当に最適な土地だと思っています。

ただ、先ほど言ったとおり、まだ交渉も何もしてないし、これからの課題でありますんで、今ここで買うよって言えないと思います。

○議長（森谷信哉）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

僕、役場の職員もあっぱれやと思います、部長。こういう企画を、町長、副町長が出席してるんです、有田川町の有志の人も何十人か出席してるんです、同僚議員も同

じように出席。そのときに防災土地計画、この中身を見たら、ここへこういう計画、これ池ですね、皆知ってるとおり、平池の端に寺池があります、ここへやろうとしている。これ職員もしかし、ほんまに大したもんですね。これは町長が言うなというのをぼんと打ち上げて、いかにしてほしいんや、してもらいたいんやという熱がある。これは、あそこで一発やれば、今度は藤並地区、また田殿地区、清水とか金屋地区、こういうことに対して、これはお金を何ぼかけても、大きな声で言えんけども、基金の積立金100億円ほどあるんやから、その点、無理押しでも構いません。町長の御答弁はゴーと言っていただいたということで解釈して、議長、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森谷信哉）

以上で、殿井堯君の一般質問を終わります。

……………通告順2番 4番（椿原竜二）……………

○議長（森谷信哉）

続きまして、4番、椿原竜二君の一般質問を許可いたします。

椿原竜二の質問は、一問一答形式です。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

皆様、改めましておはようございます。4番、椿原竜二でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、私は二つの項目について通告をさせていただいております。発言時間は60分で通告させていただいておりますけれども、前向きな答弁をいただけるのであれば、発言時間全てを使うつもりもありませんので、どうか前向きな御答弁のほどよろしくお願いを申しあげます。

まず一つ目は、有田川町の救急業務についてであります。

近年、気候変動の影響等により、夏季における熱中症による救急搬送者数が増加し、様々な場面において幅広い年代層で熱中症が発生しております。

まず、熱中症対策の基本となる熱中症の危険度を示す暑さ指数、この予測値実況地が環境省熱中症予防情報サイトで公開されております。また、熱中症のリスクが極めて高いと予測される際に発表される熱中症警戒アラート、今年の和歌山県での発生回数は昨年と比べると明らかに増加傾向であります。

私は、昨年の9月議会でもこの熱中症対策について一般質問をさせていただきました。内容も吉備中学校の武道場のエアコン設置であったり、本当にまち全体だけではなくて、全国的に熱中症に対する対策というのが問題視されております。そこでお伺いいたします。有田川町の熱中症による救急搬送はどのように推移しているのでしょうか。

続いて、救急業務の小項目2として、救急搬送の新型コロナウイルス感染症の影響

について質問させていただきます。新型コロナウイルス感染症第7波の影響で、患者の搬送先が決まらない救急搬送困難事案が全国的に問題となっております。有田川町でも高速道路付近に救急車が停車していることを見かけることが増えてきたように感じますが、有田川町でも影響が出ているのかお伺いいたします。

小項目3は、有田郡市内に搬送している割合をお伺いいたします。

小項目4は、有田川町消防職員の人数や体制についてであります。消防の職員は、町民の生命・財産を守るために日夜迅速かつ的確な消防行政の運営を推進され、救急患者の搬送や火災時の消火活動、安全業務の管理や予防活動など、多岐にわたる消防の運営に御尽力をいただいております。消防職員の人数や体制の充実度はどのように考えているのかお伺いいたします。

小項目5は、有田市で先日より運用が開始されました産救車についてであります。この制度の認識と本町での必要性はどのように考えているのかお伺いいたします。

質問事項二つ目は、地域の特性を生かした産業活性化についてであります。

第2次有田川町長期総合計画で、有田川町の農林業の活性化を図り、若い世代が夢を持って従事することのできる産業化を進めます。商工業の振興を、創業の支援を含めて推進し、人口問題の鍵となる働く場の確保と若年者雇用の促進を図りますと記載されております。この計画策定のために行った調査の結果では、就労の場が確保されていると回答しているのはたった9.1%であり、非常に残念な結果であります。

本町では、農林業従事者の減少と高齢化による担い手育成が大きな課題で、人口減少問題にも直結する課題だと私も感じております。この課題をどのように受け止め、現在どのような施策に取り組んでいるのか、またその結果はどうなっているのかお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、椿原議員の質問にお答えしたいと思います。

まず第1点目、救急業務につきましては、消防長に答弁させたいと思っています。

2点目の地域の特性を生かした産業活性化に向けてについてでございます。

議員御指摘のとおり、当町の基幹産業である農林業をはじめ商工業の発展は、人口減少問題に直結する、いわば当町の行く末を左右する重要な政策分野であると思っています。これらまちの原動力である産業の活性化については、農業や林業、商工業振興について、産業振興部の各課において施策を講じているところであります。

有田川町独自の支援策として、近年、農林業分野につきましては、新規就農希望者を研修生として受け入れるため、農業後継者受入協議会の設立、親元就農に関する支援策、林業事業体に就業する際の林業従事者就業奨励金の支給、商工業分野について

は、起業支援補助金や空き店舗等を活用した事業への補助金などの施策を講じているところであります。

和歌山県労働局発表の資料によりますと、令和3年度の有効求人倍率は、和歌山県全体では1.12倍、安定所別に見ますと湯浅管内は2.07倍で、県下でも突出して高い数値となっております。この数値には、正社員だけではなくパートタイムの求人も含んでいるものの、人材不足という事業者側の現実と就労の場が確保されていないという住民意識調査の結果とは大きなギャップがあるように感じられます。

このような状況の中、11月20日の開催に向け、現在、実行委員会において企画・検討されている第1回ありだわ楽市におきましては、想定を上回る50を超える事業者や団体の出展希望者がありました。この機会を通じて存分に自社のPRや雇用につなげていただきたいと思いますと思っております。

○議長（森谷信哉）

消防長、高井永行君。

○消防長（高井永行）

椿原議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の熱中症による傷病者の救急搬送の推移ですが、過去5年間の値で比較しますと、平成30年が37件、令和元年が21件、令和2年が23件、令和3年が27件、令和4年は、8月末時点ですが33件です。熱中症患者の救急搬送につきましては、極端な増加は認められない状況です。

なお、令和2年、令和3年につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響からか、救急件数自体が全国で1割強減少している状況であります。

2点目の第7波による救急搬送困難事案の状況ですが、同じく過去5年間の7月・8月の病院交渉回数4回以上の事案で比較してみました。平成30年から令和3年までは、各年20件前後で大幅な増減はありませんでしたが、令和4年の第7波では58件と明らかに増加しております。

3点目の有田郡市内への搬送割合ですが、平成30年が55%、令和元年が49%、令和2年が48%、令和3年が46%、令和4年は8月末時点ですが44%と、わずかずつではありますが低下傾向にあります。

4点目の消防職員の人数や体制は充実しているかという御質問ですが、どこまでの災害を想定するかで変わってきますが、吉備金屋消防署には救急隊2隊、消防隊1隊が同時に出動できる10名を、清水消防署には救急隊1隊、消防隊1隊が同時に出動できる5名を、通信指令課には6名を確保できています。

ただ、新型コロナウイルス感染症や濃厚接触者が複数発生した場合には、確保人員を縮小して対処しなければならない状況となっております。その他、私を含め消防総務課等の日勤に13名を配置しています。

5点目の産救車の運用についてですが、私自身、発案者の医師と直接意見交換もし

ました。助産師の自費での要請等、敬意を表する部分が多々あると認識しています。ただ、消防が運用している救急車となりますと、消防法に基づいた救急業務を実施しなければなりませんので、救急業務の範囲からはみ出した部分がある産救車については、消防では運用が困難と考えています。

以上です。

○議長（森谷信哉）

答弁漏れはありませんか。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

御答弁ありがとうございました。再質問に入っていきます。

まず、熱中症による救急搬送者数ですけれども、確かに平成30年というのが全国的にもう災害レベルだと言われるぐらい熱中症が多発であった年でありました。令和2年度・3年度が極端には増えていないということですがけれども、救急搬送が全体的に10%、1割強減少している中でも熱中症患者数は増えていないという状況で、災害レベルと言われた平成30年が37件で、今年度が今のところ33件ということですから、確かに大幅には増えてないですがけれども、減っていないというのは事実かなと感じています。

ましてや、全国的に熱中症警戒アラートも発生させて、これだけ熱中症に気をつけましょう、気をつけましょうと全国的に言っている中で、それでも減ってこないというのは少し課題も感じるころなのかなとも感じています。それこそ去年、一般質問もさせていただいて、学校の武道場のエアコン、空調整備なんかも予算化していただいたりとか、今年についてはコロナの影響で窓を開けっ放しにする必要もあって、エアコンをどんどん使うというところで補正予算の金額が一気に上がってしまうということもありましたけれども、そこは絶対に必要な費用ですから、子どもの命を守るためにも今後そういった取組というのは続けていただきたいと思っています。これに関しては再質問は行いません。

次、第7波の搬送困難事案なんですけれども、7月・8月の2か月間でもともと20件前後だったのが58件と2倍以上に増えてしまっているという状況であります。困難事案ということで病院の交渉回数4回以上ということでもありますけれども、4回ぐらい病院交渉するとどれぐらいの時間がかかってしまうのか、平均で結構なんですけれども出ていますか。

○議長（森谷信哉）

消防長、高井永行君。

○消防長（高井永行）

病院選定4回の件数で見ますと、平均17分かかっています。ちなみに58件全体では、一つの救急に対して25分。それから、4回以上で一番回数が多かったのは1

3回。13件の病院へ連絡して、やっと収容していただけたという状況です。

それから、病院が決まるまでの最長時間ですが59分。ちょっとこれは余談になるかも知れませんが、新型コロナウイルス感染症の陽性者で病院が決まるまでに2時間以上かかったという事案もありました。

以上です。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

御答弁ありがとうございます。

数字だけを聞いている限りでも、本当に深刻な問題ですよ。病院交渉で13回かけて、59分も病院を見つけるのに時間がかかっていると。ましてやコロナ陽性者の方に関しては、2時間以上もかかってしまった事案もあるということで、本当に深刻な課題だと感じています。

新型コロナ陽性になったら病院に時間がかかってしまうというのは確かに分かるんですけども、この救急搬送困難事案というのは、その他の症状によってばらつきがあるのか、全症例で時間がかかってしまっているのかとか、軽度の方、重度の方がいらっしゃると思いますけれども、こういった場合に時間がかかっているのかというばらつきがあればお答えいただけますか。

○議長（森谷信哉）

消防長、高井永行君。

○消防長（高井永行）

椿原議員の質問にお答えさせていただきます。

多少は重症度とかの影響もあると思いますが、発熱があるかないかで大きく左右されるんだと思われれます。それと全体的に新型コロナの影響で病院を受診する方が増えているのも影響していると思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

御答弁ありがとうございます。

それこそ発熱していて重症状態である方というのは、病院がなかなか見つかりにくくて大変な、それは多分患者さんもそうですし、現場で働く消防隊員の方もそうだと思います。これ対策方法というのは、どのように考えているのかお答えいただけますか。

○議長（森谷信哉）

消防長、高井永行君。

○消防長（高井永行）

残念ながら消防で何かできるかという、ないのが現状です。住民の方には救急車の適正利用というのをお願いせざるを得ないような状況です。

以上です。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。対策がないと言われても、厳しいところはあるんですけども、また次の有田郡市内の搬送割合のこともありますので、先そっちへ行かせてもらいますけれども、有田郡市内で搬送している割合というのは、少しずつではありますけれども低下している状況というのはあるのかなと考えています。低下傾向になっている原因というのは、どのように考えておられるでしょうか。

○議長（森谷信哉）

消防長、高井永行君。

○消防長（高井永行）

これも新型コロナウイルス感染症患者の影響だと考えています。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

これに関しても、対策方法とかは何か考えられているところはありますか。

○議長（森谷信哉）

消防長、高井永行君。

○消防長（高井永行）

これに限らず有田郡市内での収容ということに関しては、消防と有田郡の医師会との懇談会というのがありまして、そういう場面でも状況というのを訴えさせてもらっていますし、職員が病院の研修へ行ったときも、医師の方とそういう状況を話させてもらっています。

以上です。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、今回この搬送困難事案、なかなか病院が見つからないというパターンもそうですし、有田郡市内の収容率がどんどん低下してきているというのは、私自身本当に大きな課題、深刻な課題と感じています。対策が確かなかなか難しいということも理解していますし、これまで町長が医師会の方と掛け合って協議してく

れていたりといったことももちろん分かってはいるんですけども、町長としてこれまでどんな対策を続けてきて、これからどんな対策を打っていくんだという考えがあればお答えいただけますか。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この救急搬送困難事案の増加、これは有田郡で本当に増えています。これまでも町村会を通じて県に何回もこういう改善を求めてきておりますし、今後もまた続けていきたいと思っています。

また、有田郡市内の副首長を中心に県職員を交えて意見交換も行ってきたところがあります。今後も継続して要望していきたいと考えています。

それから、具体的には有田市立病院の建替えがございします。その際には、救急医療の充実を強く要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

町長、前向きな答弁ありがとうございます。市立病院も建替えということで、そういった取組をやってくれるのはありがたいですし、本当にやったださっているのは分かっていますけれども、できる限り強く僕は要望していただきたいと思っています。

そういった中で、消防現場であつたりとかいうところも負担は大きいのかなと今、私は感じています。それもあつて、消防職員の人員であつたり体制というのを伺いましたんですけども、答弁では今の体制をお答えいただきましたけれども、充実しているのかということを見ると、正直言うと僕はあまりそうは思っていないんです。例えば、消防職員の有給休暇であつたり、また介護、育児といった理由によって長期休暇というものもこれからどんどん増えてくることだと思ひますから、この辺が取りやすい環境であるのかどうかお伺ひいたします。

○議長（森谷信哉）

消防長、高井永行君。

○消防長（高井永行）

人員確保をしなければならない職場でありますので、なかなか行事等により休暇希望者が重複した場合には、休暇が取得しにくい状況ではあります。今後につきましては、今回の議会へも提出されています育児休業等に関する条例の改正、職場の環境の変化に伴う職員数についても検討する必要があると認識しています。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

確かにおっしゃるとおりで、これ検討していかなければならないところだと思っています。

町長にお伺いしたいんですけれども、有田川町の職員の中でも一般事務の方とはまた違って、消防というのは本当に専門的な職種でありますから、即戦力の確保というのは非常に困難だと思うんです。急遽人員を補充するというのも非常に困難でありますし、消防力の基準では94人だと思うんですけれども、これに満たない状況というのは踏まえて募集数を増やしていただいて、これからしっかりと育成をしていって体制を強化していくことも必要なのかなと。

ましてや今後、消防職員が育児休暇を取るんだと一人長期で抜けられてしまうと、どうもこうもならんよって、どうもこうもならんよで済まない話ですから、これしっかり育成していくことを、今すぐじゃなくて長期的に長い目で見て考えていくことが必要ではないかと思うんですけれども、その辺の町長の考えをお聞かせいただけますか。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

消防業務というのは、本当に住民の生命・財産を守る非常に重要な役目を担っております。これまでも定員を増やしたり、定員増に向けて今頑張っていますけれども、一遍に増やしたら今度は財政のこともあるので、みんなに迷惑がかからないような形で、少しずつでも増やしていけたら将来的にはいいのにとこの考えは持っています。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

前向きな答弁ありがとうございます。町長おっしゃるとおりで、多分急に増やすのは無理ですから、長期計画で考えていただければと思っております。

次の再質問、産救車についてです。これが一番後ろ向きな答弁なのかなと感じています。

救急業務の範囲からはみ出した部分がある産救車については、消防では運用が困難だという答弁でありました。けれども、有田市では実施できてるんですよ。有田市で、例えば産救車を要請する事例として、チラシが配られているの、これプレスリリースです。有田市の市役所と消防と病院だったんですかね。プレスリリースを打ってるチラシがあるんですけども、ここに大量に出血している場合であったり、痛みで動けない、出産の兆候が表れたが、自力で医療機関への受診が困難、移動手段がない、そういった場合、産救車を呼んでくださいというチラシが有田市で回ってるんですけれども、こういった場合、有田川町ではどうしたらいいのか、消防長、お伺いいたします。

○議長（森谷信哉）

消防長、高井永行君。

○消防長（高井永行）

大量に出血している等々ときには、もう迷わず救急車を呼んでもらったら結構です。迷われるときでありましたら、消防署の119番というのがハードルが高いのでしたら、52-5950へ電話して、こういう状況ですというのを話してもらえたらと思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この件については、有田川町で産救車という運用はやっていません。僕も何回と平野先生と会う機会があってお話を聞かせていただきました。この産科については非常に熱い思いを持っている方で、できるだけ先生の御要望に沿いたい思いだったんですけれども、ただ産救車と限定しますと、こんなん言うたら悪いけど、タクシー代わりに使われたりするおそれがあると。実際、ほかでやっているところでもそういう事例があるそうです。

今、消防長がおっしゃったように、うちはそういう救急はせえへんのかといたらそういうことではなしに、すぐ飛んでいってそういう対応はしております。今後もそういう対応をしていきたいと思っておりますけれども、実はさっきパンフレットを見せてもらったんですけども、あれとよく似たやつ、前へ産救車と書かず、後ろへ括弧して産救車ということで、遠慮なく使ってくださいよというチラシも健康推進課を通じて妊婦さんにはお渡ししております。

それから今度、産科については、恐らく有田市立病院の今度新しく建て替えたところにはつけれないということで、公立病院につくれば看護師、あるいは麻酔科の人とたくさんのスタッフが要るんで困難やということで、実は今、1市3町の広域で検討しているのは、何かの医療法人に委託して、そこで運営してもらおうかという考えであります。もちろん、その際は施設を1市3町で新しいところへ、貸しちゃらというところもあるけど、物すごく古いし、新しく建てていこうかという計画を立てていまして、できたらその法人で産救車、それは専門の産救車を持っていただけたらいいのかなと。

これから産救車の費用について、もちろん議論も始まっていくと思っておりますけれども、今、1市3町の中ではそういう方向で平野先生と対応については計画しているところであります。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。町長も、早速答弁いただけると思っていなかったんであれですけども。

おっしゃるとおりで、救急車の適正利用というのは非常に大切なところだと私も思っています。それこそ今日の質問の中にも、消防の体制であったりとかそういった質問もさせていただきましたから、もちろん理解はさせていただいております。

さっき町長の話の中にもあった、病院で産救車を自分で持っていたという話もありましたけども、それもそのとおりだと思いますし、あと町としてもそこはしっかりとしてくれるんだろうと思っていますけども、支援していただけたらと思っています。

ここだけはっきりさせておきたいと思うことがありまして、消防長から大量出血があれば迷わず救急車を呼んでくださいという話でありました。さすがに大量出血していたら、多分誰もが呼ぶだろうと思っています。そういった中で、有田市とかは痛みで動けない場合とか、出産の兆候があるけれども、家で独りぼっちで移動手段がなくてとか、こういった場合は救急車を利用すべき事案なのかどうか分かりますか。

○議長（森谷信哉）

消防長、高井永行君。

○消防長（高井永行）

救急の中に急病とか交通事故とかいろんな分類があります。それで今、椿原議員がおっしゃった出産の兆候があるというような事案については、救急の分類の中には当てはまりません。その他という分類になっています。それが救急業務の中でそうなっていますので。

平野先生が出されているチラシの中でも、つわりとか出産のおしるしとか、それからマタニティブルー、産後鬱という部分がありますので、そういうことから考えると救急業務には値しにくいかと考えております。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

出産の兆候というところで、仮に独りぼっちで出産の兆候がありました、陣痛が来ました、この場合、救急車を呼んでしまえば、これは適正利用ではないと考えているんですか。独りぼっちで家で陣痛が来て苦しんでいる状況で、でも独りやから病院へ行かれへんよ、どうしようかなと、これ救急車を呼んだら適正利用じゃないんですか。消防長、いかがですか。

○議長（森谷信哉）

消防長、高井永行君。

○消防長（高井永行）

この場で言わせていただきますと、それは救急には該当しないと思います。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

それは該当しないんですね。僕、これはすると思ってたんです。それこそ陣痛が来て、陣痛の間隔の時間とかも多分いろいろあるんでしょうけど、陣痛が来て、独りぼっちで病院へ行けなくて、これ命に関わりますよね。妊婦さんもそうですし、子どももそうですし、けども救急車を呼んだら適正利用じゃないよというこの考え方が僕はあまり分からないんですけども、消防長はそうおっしゃる。

町長、どうですか。陣痛が来て、独りぼっちで病院へ行けなくて、ずっと家で一人で、誰かが家に来てくれるまでずっと独りで苦しめないとだめなんですか。これで救急車を呼んだら適正利用じゃないと言われてしまうとそういうふうになるんですけども、町長の考えを聞かせていただけますか。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

多分椿原議員が想定している事案は救急車を呼んでくれたら結構だと思いますけれども、ただもう普通の妊婦さんは陣痛来る前に病院へ入ったり、陣痛でも軽くて病院へ入らなくてはならないとき、それはタクシーを呼んでもらって行ってもらうのが普通かと思っています。

ただ、本当に家で独りぼっちでどうしようもなく陣痛が早まったというような事例があれば、遠慮なく呼んでくれたら救急車が行くと思います。陣痛が来るのが分かっている妊婦さんは、ほとんどもう病院へ行くと思います。おっしゃるとおり、独りでいて急に陣痛が起こることもありますんで、そういうときは救急車を使っただけなら結構です。ただ陣痛が来るからといって、皆々呼ばれたら、本当の救急業務ができないおそれがあるんで、消防長がそう答弁したんだと思いますけれども、独りでいて、もう病院へ行かんなんと思ってるうちにすごい陣痛が来たという場合は、救急車を呼んでくれたら結構だと思います。

○議長（森谷信哉）

消防長、今の町長の答弁で認識はよろしいですね。

消防長、高井永行君。

○消防長（高井永行）

はい、そのとおりです。

とりあえず電話をしてもらったら結構です。消防のほうへ遠慮なく電話してください。

○議長（森谷信哉）

執行部に言います。町長の言うように、議員に誤解されないように的確な答弁をよろしくお願いいたします。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

町長、答弁ありがとうございます。

出産はある程度、予定日というのも出てますから、この辺かなとか、そろそろかなというパターンもあるでしょうけど、中にはそれこそ6か月、7か月とかでも早期に出産する方とかもいらっしゃいますから、これ一般質問するまで打合せをやっていて、適正利用は大切ですねと僕ももちろん思っていますし、今でももちろん思っていますけれども、平野先生がおっしゃっていたことも、もうそのとおりで思ったのが、今のやり取りで僕が感じたところなんですけども、市立病院の平野医師も、それこそ本当にピンチになったレッドカードの状態に運ばれてきてしまうって、それだったらイエロー段階でできるだけ早く来てくれというコメントもしてるんです。そのとおりでと思いますし、救急依頼をする方は適正利用の判断というのが難しいと思うんです。

僕も実は先々月ぐらいですか、姪っ子で救急車を使わせてもらったんですけども、鉄棒で頭から落ちてしまって、姪っ子が息苦しいと言うてる状態でした、そのとき僕は119番するのにハードルが高かったので、僕は消防本部に電話をさせてもらって相談させてもらったんです。これは僕が消防本部の番号を知っているし、消防本部で相談できることを知っていたからできたことなんです。

結果として、時間帯もそうでしたから、有田郡市内の病院では対応できないということで、有田郡市外へまで行かないとあかんと言われたんです。それを聞いたときに、自分で連れていくのもいいですけども、有田郡市外まで行くことは時間がかかるじゃないですか。時間がかかってしまうということを考えると、もし自分がこうやって姪っ子を病院へ連れていってる間に、もし突然の発作とか何かあったら悪いな、怖いな、対応をようせんなどと思ったから救急車を呼ばせてもらったんです。

救急車を呼ばせてもらって、海南の病院に運んでもらって診察も受けて、結果として何もなかったんです。大丈夫だったんです。結果として大丈夫だったら、これってどうしても適正利用ではないんじゃないかという考えもあるんです。けども、症状を考えると、どうしても救急車を呼ぶ事案やしなど。これ素人ですから、本当に判断が難しいんですよ。

妊婦の方って特にこういったハードルってあると思うんです。基本的に、先ほど消防長がぱっと答えられたのに、あくまでもお産は救急事案ではないという答弁でしたから、そう思っている町民の方も実際多いのはたしかだと思えます。けれども、やっぱり命に関わることですから、もっともっと救急搬送のいろんな事例があると思うんです。適正利用じゃない事例も多分あると思いますけれども、一番あってはならないのは、救急車を呼ぶことをためらって手当てが遅れてしまって何か起こった、最悪

な場合亡くなってしまうとか、手当てが遅れてそうになってしまうというのは絶対にあってはならないことだと思うんです。これが一番最優先だと思っているんです。

そういった中でも、救急車を呼びやすいといえますか、救急依頼するハードルを下げるためにも、有田市というのはこういう取組をやっているというのは感じています。もちろん、僕もこの産救車という名前とかそういったことにこだわらないですけども、移動時間、さっき僕、自分の話をさせてもらいましたけども、今まで有田川町で出産できていたのができなくなってしまって、病院に行く移動時間がどうしても長くなってしまっていますから、そういったことを考えると、妊婦さんの抱える不安は物すごく大きいんです。まして救急依頼するのはハードルが高いんです。なのでしっかりとここ、不安に寄り添っていただきたい。

方法は幾らでもあると思うんです。先ほど消防長がおっしゃったような、とりあえず119番のハードル高かったら消防のほうへ電話くれよとかいったこともそうですし、こういった場合は迷いなくすぐに救急車を呼んでくれと、ちゃんと事例を用意しておくとか、素人判断がなかなか難しいですから、そういった方法でも結構です。産救車にこだわらないですけども、妊婦さんのこの不安に寄り添っていただけるような取組をやっていただきたいと思うんですけれども、最後、町長の考えをお聞かせいただけますか。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

よく分かりました。妊婦さんについては、6か月とか8か月健診をやっています。その都度、そういった今後のこの事案というのをしっかりと説明して、こういうときはもう遠慮せんと呼んでよということを、妊婦さんの健診のときにしっかりと伝えていけたらいいなと思っていますので、そうさせていただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

そこは前向きな答弁ありがとうございます。

本当に子育てのまち有田川町ですから、ここはしっかりと対応していただきたいということだけお伝えしておきます。産救車については、これで再質問を終わります。次、地域の特性を生かした産業活性化について再質問を行ってまいります。

全体的な答弁をいただきましたので、次は細かいところを少し答弁いただければと思います。まず、農業に対する有田川町の施策であったり、進捗状況というのを具体的にお答えいただけますか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

椿原議員の御質問にお答えさせていただきます。

農業関係の施策では、新規就農者の確保のための取組の一つとしましては、県やJA等と連携した県内外での就農相談会に出展でありましたり、有田みかん・ぶどう山椒農家での就農、インターンシップの開催などを実施しているところです。

また、令和3年度から有田みかんをはじめとした生産・栽培技術を学びながら将来的に地域農業を担う一農家として独立就農を目指す方への研修支援体制としまして、有田川町農業後継者受入協議会を立ち上げております。

資金面での支援としましては、国の支援制度として新たに経営を開始する方に対して年間150万円、最長3年間の資金を助成する経営開始型の資金や研修期間中の研修生に対して年間150万円、最長2年間の資金を援助する就農準備金の制度がございます。

また、それに加えて令和2年度から町独自の支援策としまして、次世代の中心的な役割を担うことを志す農業者を確保・支援するというを目的とした有田川町農業経営継承者支援事業、いわゆる親元就農の支援としまして上限年間50万円、2年間の限度として助成金を交付しているところです。

以上です。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

部長、御答弁ありがとうございます。

私もいろんなお声を聞きますけれども、国、県、町といろいろありますけれども、令和2年度から町独自の支援策のこの親元就農、これも物すごくありがたいといった声も聞いています。

そもそも農業の方は新規就農も大切ですがけれども、第一に自分の子どもが農業を継いでほしいと思っている方もいらっしゃいますし、僕もそれが一番だと思うんです。お父さん、お母さんの背中を見て育ってきて、農家をやっているのを見て、僕も後を継ぎたいなってこんな気持ちになってくれるのが多分一番ですから、その支援策をやってくれている親元就農というのは、本当にいい施策だと私は思っています。この親元就農、これ実績、申請数であったりとか、そういった実績、今年度で結構ですけどもお答えいただけますか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

親元就農の実績ですけども、昨年度は3名の方、また今年は8名の方に申請をいただいているところです。当初5名ほどの予算で計上させていただいていたんですけど

も、8名ということで先日の補正予算で3名分、150万円の補正の承認をいただいたところで、どうもありがとうございました。

以上です。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

開会日初日にこれ可決しましたけれども、本当にありがたいなと逆に思ってますのでありがとうございます。

次は、林業に対する有田川町の施策であったり進捗状況の具体的なことを教えてくださいませんか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

林業面でも令和3年度から林業従事者の就業奨励金を設置しまして、林業の中心的な役割を担う強い意欲のある林業者を育成するために、町内で新規就業する方に対して就業一時金として30万円、月額奨励金として2万円を24か月交付する施策を行っております。

また、令和4年度からは林業研修生の受入れ支援事業を設置しまして、町内で間伐等の森林施業を行うことができる現場技術者を新たに育成する事業実施者に対しまして、補助金を交付する施策を始めたところでございます。

農林業人口を増やすためにも参入しやすい制度づくりが必要と考えておまして、今後も次の世代を担う人材の確保につながる施策を推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

御答弁ありがとうございます。

今年度から一時金をやってくださっている状況であるというのは理解しております。むしろ今までそういうのがなかったのも残念やったと今になっては思うのかなというところはありますけれども、これはもちろん譲与税とかもありますから、今後またこういったところの林業に対してもしっかりと支援できるような体制をとっていただきたいということだけ要望させていただきます。

続いて、商工業に対する有田川町の施策や進捗状況の具体的なことをお答えいただけますか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

商工業に関する支援策でございますけども、起業支援事業補助金は補助対象の2分の1以内50万円を上限に、また平成30年度以降、今年度まで17件の起業に対して773万7,000円の補助を行っております。

また、令和3年度から始めた空き店舗等活用推進事業補助金につきましては、空き家の改修の費用の2分の1以内、40万円を上限に各年度1件ずつ、計80万円の補助を行ってきたところです。

以上です。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

この支援金なんかでも補助金とかも物すごく、私自身も問合せをよくいただいています。使いたいんやとか、こんなないかとか、今有田川町に住んでないけど、有田川町に引っ越しするんやけど、引っ越しして自分で起業をやりたいんやけど何か補助金ないかといった問合せも物すごくいただきますんで、これも今後しっかり続けていただきたいと思っていますけれども、起業支援事業補助金と空き店舗等活用推進事業補助金、今年度の申請数であったり実績というのをお答えいただけますか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

今年度の起業支援事業の補助金につきましては、申請の件数は5件で、審査会により3件が採択され、予算の範囲内でそれぞれ40万円の交付となりました。

また、空き店舗等活用推進事業補助金については、申請件数が1件で、審査会によりその1件が採択され、満額40万円の交付となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

起業支援のほうで申請件数5件で、3件が採択ということは、2件不採択だったのかと分かるんですけども、起業支援って上限50万円ですよ。これ今年度40万円の交付とさっき答弁だったんですけども、上限50万円のはずなんですけど、40万円になった理由は何かあるんですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

補助金交付要綱によりまして、補助金の範囲内ということになっております。それで補助金の範囲内において精いっぱい補助させていただく予定となっております。その上で40万円ということになりました。

以上です。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

補助金の範囲内ということは、補助金50万円マックスなんですよ。ということは、50万円まで出るんですよ。これは予算の範囲内ということですか。補助金の範囲内という答弁やったと思うんですけど、予算的に50万円出せなかったということですか。予算の範囲内ということですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

予算の範囲内ということで、3件で40万円ということで、合計の120万円の補助でございます。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

理解できました。予算が決まってきましたので、この予算の範囲内で割り振った場合、50万円に満たずに40万円しか出なかったという理解をいたしました。

これ僕的には非常に残念やと思うんです。やっぱり50万円上限とうたった要綱ですから、きっちりと計画を持って起業するという方には50万円、上限マックス補助金を出したってほしいなというところが強い思いです。

いずれの補助金も大体40万円とか50万円とかその程度の補助金だと思うんですけども、若い世代の方が夢を持って有田川町で就農であったりとか起業に挑戦するということですから、ここに対しても思い切った支援があってもいいんじゃないかと思うんですけど、担当部長、考えはいかがですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

議員おっしゃるとおり、ほかの市町村でもこれよりも大きな支援を行っている事例も見られます。若い世代が夢を持って、自分の人生かけてこのとき有田川町で新たな一歩を踏み出そうとしているんですから、町としましても精いっぱい応援していきたいと思っています。

しかしながら、町の財源も限られております。ほかの施策とのバランスも考えながら、またふるさと応援基金や国・県の補助金の活用を視野に入れながら、来年度以降も施策に生かしていけたらと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

来年度以降の施策に生かしていけたらという答弁でありましたけれども、部長、本当にいいことをおっしゃってくださったと思うんです。部長もおっしゃるとおり、若い世代の方、夢を持って、自分の人生をかけて、有田川町でやっていくんやという強い思いを持ってきてくれてるわけですから、精いっぱいやっていただきたいと思いません。

確かに来年度以降の施策も期待したいところなんですけども、できることなら今年度も補正予算とかも考えていただけないかと思うんです。親元就農のところで言うと、補正予算を組んでくれて頑張ってる方を応援してくれていますから、ましてや町も初めの答弁でしたか、このまちの行く末を左右する重要な施策分野であります。重要やから絶対やっていかなあかんという思いを町長は持っていてくれると思います。

最後、町長に聞きたいんですけども、起業支援もそうですけども、言うならば年中いつでも有田川町で人生をかけてやっていくんや、起業するんやという方がいらっしやったら、そこに対してはいつでも起業支援の補助金を出せるという予算を確保していただきたいと思うんです。若い世代の可能性というのを応援していただきたいことだけ訴えさせていただいて、最後、町長の答弁で締めさせていただきたいと思えます。思いを聞かせていただけますか。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えしたいと思います。

まちの将来像も2060年、2万人切らんとこかという計画で、順調よく年代別に推移しています。そのためには、農林業、商工業、これらが非常に栄えないといかんといいことで、ただ補助金については50万円が安いのか高いのか分かりませんが、農林業、商工業についても、そのほかいろんな補助金を町が出しています。今度、まず4弾目のクーポン券等も町の財源も持ち出したり、あるいは林業については林道の町の単独の補助金、あるいは間伐に対する町の補助金というのをたくさん出しております。もちろん、鳥獣害の対策もそうであります。

今後、できるだけ限られた財源でありますので、いろいろ精査して、これはあまり必要違うんちゃうか、もっとこっちへつけたらいいんとちゃうかということを含めて、

もちろん増額も含めながら来年度検討していきたいと思ひます。

○議長（森谷信哉）

以上で、4番、椿原竜二君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 11時46分

再開 13時00分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

……………通告順3番 2番（栗山昌之）……………

○議長（森谷信哉）

続きまして、2番、栗山昌之君の一般質問を許可いたします。

栗山昌之君の質問は、一問一答形式です。

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

2番、栗山昌之です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をしてみたいと思ひます。

まず最初に、第2次有田川長期総合計画（前期）、これは5年前に作成されたものですが、その成果と検討内容についてお尋ねいたします。

この3月議会でも一般質問させていただきましたが、計画の目標ごとの成果指標が町のホームページに掲載されてございます。そこで町長にお尋ねいたします。この成果についてどうお考えでしょうか。

目標に向かっての成果は時代変化や社会情勢、近年起こった新型コロナ蔓延によって5年前の状況と一概に全て達成できるものというものではございません。そういう状況も含めて、町長の評価をお尋ねいたします。

また、副町長にお尋ねいたします。

P l a n、D o、C h e c k、A c t i o nというP D C Aというサイクル、そのC h e c kというところで、これは評価ということになるんですけども、それも示されておりますが、見直しについてどのようにされたか御説明いただきたいと思ひます。

そこで、総務政策部長にお尋ねします。

特に評価でCまたはDと評価されたもの、これは達成できなかった、もしくはされにくかったという施策の中なんですけれども、そのうち施策4、健康保持の増進、施策9、林業の振興、施策15、住環境の整備、施策24、教育環境の充実、施策35、国際交流の推進の五つの施策の検討内容と見直し内容を具体的にお示しいただきたいと思ひます。

続きまして、今年7月30日から保健福祉センターでひきこもり、不登校の人のための居場所個別相談のために土曜日に開設されているエルベースについてでございますが、ここ一月余りの実績はいかがでしょう。

また、要保護児童対策地域協議会や教育委員会で実施している適応指導教室ファインなどとの業務連携はどうなっているのでしょうか。これには個人情報の取扱いというのも関連しますが、その辺の部分も含めてお答えいただけたらと思います。なお、今後、平日の相談が増えていく予定などがあればお答え願います。

さらに、県内では和歌山市、橋本市、田辺市の3か所しかないサポートステーションを町内に設置する計画はございますでしょうか。このサポートステーションというのは、通称はサポステと言うんですけども、地域若者サポートステーションということで15歳から29歳までの働くことに踏み出したい方々で、仕事をされていない方や就学中でない方などとじっくり向き合い、本人や御家族の方々だけでは理解が難しい働きだす力を引き出し、職場安定するまでを全力的にバックアップする厚生労働省の委託支援機関となっております。

次に、今、世間でよく話を聞くヤングケアラーは、有田川町ではどれぐらいになっていますか。

昨年の文部科学省の調査では、中学校2年生は5.7%、全日制高等学校2年生では4.1%だと聞いております。調査の内容というのが、公表されているのが中学校2年生と全日制高等学校の2年生ということだけだったので、町内の状況は小学校から中学校という状況になると思うんですけども、その辺のところでお聞かせ願いたいと思います。

また、当該ヤングケアラーの家族とかに対する対応はどうなっていますか。

それと、この件とは逆に、今度はお年寄りのほうの老々介護の状況をお教えいただきたいと思います。特に特別養護老人ホームへの入所希望者の待機はどれぐらいかお答えいただきたいと思います。

以上で、壇上での質問は終わらせていただきます。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、栗山議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目の第2次長期総合計画前期計画と成果の評価についてでございますけれども、有田川町は目指すまちづくりの将来像として設定した「川が結び、川が育む、森とまち、人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち」を基本理念として、誰もが安心・安全で、住んでよかった、長く住み続けたいと思えるまちづくりを推進しているところであります。

昨年度、第2次長期総合計画前期計画を見直し、後期計画の策定に当たり、住民ア

ンケートをはじめ成果の検証を行いました。これからも有田川町に住み続けたいと思っている人の割合が78.3%と比較的高く、また民間住宅会社調査の2022年度街のすみこちランキングでは県下で2位と評価されるなど、生活環境基盤の整備や子育て支援などのまちづくりを進めてきた成果であると考えております。

しかし、人口減少と少子高齢化は、特に金屋・清水地域の山間部で進行し、また農林業の担い手不足など多くの課題もあります。今まで築き上げてきたまちづくりを土台にし、今まで以上にそれぞれの地域の個性と魅力、特徴を最大限に生かしたまちづくりを進め、平成27年に策定した有田川町人口ビジョンにより目標を設定している2060年で人口2万人以上を達成しなければならないと考えております。

PDC Aサイクルの見直しは副町長、見直し内容につきましては総務政策部長に答弁をさせたいと思います。

次に、2点目のひきこもりサポート事業エルベースの実績と今後の事業方針についてでございますが、当町のひきこもりサポート事業エルベースの8月末までの累計利用実績ですが、登録数は11ケースで、延べ利用人数は、相談で19人、居場所で25人の合計延べ利用人数は44人となっております。今後の事業展望につきましては、利用人数の動向を注視しつつ、事業の見直しを検討していきたいと考えております。

次に、教育委員会で実施している適用指導教室ファインとの連携につきましては、まず保護者に対して教育機関以外の相談場所の周知を図っております。保護者の同意が得られた情報については、双方で情報共有を行い、連携しながら子どもや保護者を支援していきたいと考えております。

次に、就労支援向けのサポートステーションの計画につきましては、現在、和歌山県には和歌山市、橋本市、田辺市の3か所にそれぞれ、わかやま、きのかわ、南紀若者サポートステーションがあり、就労等の支援が行われております。就労支援を行う上で必要な機関であると認識しているところでもありますけれども、その設置については、当町だけではなく有田地方全体としての共通課題として検討の必要があることから、今後は近隣市町村と検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、3点目のヤングケアラーの実態についてでございますが、令和3年度から県教育委員会に提出する問題行動等発生状況報告書にヤングケアラーに対する調査項目が追加されており、令和4年度の同報告書によると、ヤングケアラーと思われる児童生徒の割合は0.2%となっております。ヤングケアラーの対応につきましては、相談については家庭支援総合センターで行っております。相談を聞いた上、関係機関と連携しながら必要な支援の方向性や支援内容を検討し、実際の支援につなげ、解消に向けた努力をしていきたいと考えております。

次に、当町の高齢者世帯の状況でありますけれども、第9次有田川町高齢者福祉計画・第8期有田川町介護保険事業計画によりますと、高齢者のみの世帯は微増傾向にあります。また、地域包括支援センターに寄せられるケースにつきましては、ここ数

年、コロナの影響もあり減少していましたが、今年は徐々に増えてきております。

次に、当町の特別養護老人ホームの入所希望者の待機状況についてでございますけれども、毎年、県で取りまとめている特別養護老人ホーム入所申込者等状況調査によりますと、令和3年4月1日現在では、入所基準である要介護3以上の方の待機者は20人となっております。今後の見通しですが、平成25年度当初の待機者は40人であったものが、その後、多少の増減はあるものの減少傾向にあります。待機者は少しずつではありますが減少していくと予想されております。なお、町に入所等の相談があった場合は、担当のケアマネジャーなどと連携を取りながら対応をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

栗山議員の御質問にお答えさせていただきます。

P D C Aサイクルの見直しについてでございますが、長期総合計画は5年ごとに見直しを行っており、最終年度に評価・検証を行い、新計画に反映しているところでございます。

また、各施策ごとに取り組んでいる事業につきましては、毎年の予算編成時に成果を分析し、効果のない事業の取りやめ、実効性の高い効果的な事業に展開するなど住民サービスの向上に努めているところでございますけれども、今後も必要なことと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

栗山議員の御質問にお答えいたします。

成果指標のCとD評価の検討内容と見直し内容であります。まず、施策4の健康の保持増進につきましては、成果指標では特定健康診断受診率を成果指標として挙げております。受診率は向上してきていますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり伸びが鈍化しているため、目標を下回ったと考えております。見直し内容といたしましては、電話や訪問による特定保健指導、感染症への対応に向けた体制整備を追加しています。

次に、施策9の林業の振興につきましては、農林道の整備や施設の近代化など十分な基盤整備が行われていると感じている住民の割合を成果指標としています。策定時と同数値でC評価となっております。見直し内容といたしましては、林業従事者奨励金の推進、町産材の流通を目的とした有田川町産材認証システムの構築、バイオマス発電用未利用材の搬出の補助などを追加してございます。

次に、施策15の住環境の整備につきましては、情報通信基盤が充実していると感じている町民の割合を成果指標としており、目標を下回りましたが、本項目はほかの項目と比較すると数値が高いため、目標値も高くなっています。また、充実していないと感じている住民の割合も前回より下がってはいます。見直し内容といたしましては、通信環境の整備に向けたサービス提供会社への要望の実施などを追加しています。

次に、施策24の教育環境の充実につきましては、お住まいの地域の学校教育が児童生徒にとって充実していると感じている住民の割合を成果指標としていますが、地域別に見ると、金屋・清水地域の割合、また低い年齢層が高く、年齢が上がるほど低くなっており、小中学校の統廃合などによる教育環境が影響しているものと考えられます。見直し内容につきましては、学習面・生活面における指導方針の策定、個別教育支援計画を活用した自立学習への支援、ICT教育の充実などを追加しています。

次に、施策35の国際交流の推進につきましては、中学校海外研修など国際交流の推進が図られていると感じている住民の割合を成果指標としています。目標を下回りましたが、新型コロナウイルス感染症により令和2年度と令和3年度の海外研修を中止したことが要因と考えています。本年度も安全に研修を実施できる時期ではないと判断し、中止することとしています。本項目については、計画内容は前期計画のままとしています。

以上です。

○議長（森谷信哉）

答弁漏れはございませんか。

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

それでは、再質問をさせていただきます。

今、井上部長のほうから説明していただきましたとおり、前期の長期総合計画の成果と検討内容というのは答弁していただいたとおりです。

どうもこの長期総合計画、これ2冊、前期と後期とあるんですけども、これをずっと比較して見ていきますと、今おっしゃった部分というのはちゃんと分かるようにはなっているのですが、確認した内容、どこがどうだったのよというのを、こうこうやったんやけども、こういうことでどうだったのよというようなところをもう少し町民に分かるように何か発表していただく、もしくはホームページに載せていただくとかいうような格好はできないのかと思いますので、その辺についてどうかというのをお尋ねします。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

もちろん、成果指標にするに当たって、今、栗山議員がおっしゃるところのデータ

というのは持ち合わせていますので、それを何らかの方法で町民にも知っていただくというところ、そしてまた追加したもの、後期に託したものの分かる方法で考えさせていただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

それと各施策に書かれている関連計画、例えば施策4であれば健康の保持増進の中では、有田川町特定健康診査等実施計画というのとか、そのほか四つ、これ全部言う時間がかかると思うんですけども、そういう計画とか、施策24の教育環境の充実の中というのであれば、有田川町教育大綱などというのは、町民が簡単に閲覧できるかどうかということで、冊子はできてあって、それぞれ役場に行って、見せてちょうだいよと言えば公開はしていただけるんだと思うんですけども、インターネットのほうへ載せてもらったほうが分かりよいと思うんです。わざわざ足を運ばなくても内容が分かるというような状況になると思いますので、その辺のことはどうお考えでしょうか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

町の計画なんで、町民に知ってもらおうというのが当たり前のことです。計画によっては違うんですが、予算に許しがあるのであれば、ダイジェスト版なんかを作って各戸配布したりしている計画もあります。議員おっしゃるとおり、ホームページに載ってないのがありますので、これからは載せる方向で協議させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

ありがとうございます。

インターネットに載せるのは、そんなに手間でもないと思いますので、その辺、皆さんに公開できるというような状況になるべく持って行っていただきたいと思います。これは公開は無理だというような分野については、マスキングかけていただくなり何なり必要な事項ではあるとは思いますが、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどの椿原議員の質問の中でも、この長期総合計画ということの中でいろいろありましたけど、基本的に町民がどんなにしてい生活をおごせるか、安心して過ごせるか、健康におごせるか、子育てできるか、そういうようなことが全部うたわれているものだと思うので、この進行に関しては十分職員が注意を払って、常々頭の中に入

れて持っていくというか、施策に考えていって予算なんかを要求したりというような状況で検討していただくと材料として、常々持って置いていただきたいと思います。

それで、一つだけ気になるところがありましたのは、施策の35、国際交流推進についてですけども、中学校の海外派遣の実績なんですけども、このことについてお答えいただけたらと思います。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

先ほどの計画については、本当に町民に知っていただいて、施策を起こしたときに、これはどういう目的のためにやっているのかということ町民に本当に知ってもらったら、それが町民の協力を得られることにつながっていく、よい町づくりにつながっていくと考えてもいますので、できるだけ公表していきたいと考えております。

海外研修の成果につきましては、ここ2年ほどは行けていません。今年も今、安全な時期とは言い難いので、中止というのを決めています。ただ、成果といたしましては、今までこれの事の起りは元の吉備町の時代に税金を猶予していた事業がありまして、その人たちがもう税金は猶予してらんよ、税金払うよ、払いたいよと言うてくれて、それが事業の成果を一つ確かめられたところであるんですが、その成果に伴うところの激変緩和で5年にわたって税金を増やしていこうかというところであったんです。栗山議員よう知ってると思うんです。

その中で、1割程度に当たるのが200万円以上ありました。ただ、その当時の吉備の議員方は、みんな頑張って生み出したこの200万円余りのお金を無駄に使うなよと、何か将来の有田川町、その当時は吉備町なんですけど、のことに使えよというところでこの事業を始めたわけです。第1期から今まで、多くの14歳、15歳、この年齢層で海外を見せるというところにも一つ大きな成果があると思います。

そしてもう一つは、親元を離れる、携帯を持っていかさないで通信手段を切る、また無事に帰ってきたらいろんなところにつなげていく、また海外の子どもたちを交換生と呼ぶ、そしたら町内全中学生に海外の研修もできるというところで、大きな成果があると思います。一つ言えるところは、行かなんたらよかったよ、行かさんたらよかったよという声は一つも聞いたことがありません。きっちりと数値化してないかというところであるんでしょうけど、数値化はしていないんですが、今まで行った子どもたちのレポートや何やらを見てもうたら、これは成果ある事業やな、未来の有田川町にとっていい事業やなというのを感じ取っていただけることとなります。

海外へ行ってるときは、役場の職員がついて行きます。学校の先生にも引率してもらいます。その中で毎晩寝やんと子どもたちのレポートをまとめて、今どういうことを体験している、子どもたちはどう感じているというのをホームページに挙げていま

すので、またそちらもご覧いただけたら成果が分かっていたいただけると思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

ありがとうございます。今おっしゃっていただいたのは、当然その成果の一つだとは思いますが、ただ、これ事業の費用対効果の費用というのはかかっているというのはもちろん分かりますが、効果というのは一体何なんよといったときに、そのときよかったよとか、こんな感じを受けました、それはもちろん成果の一つではありますが、全額ではないとは思いますが、あくまでも町のお金を使って海外へ行っていただいてということで、その中で将来、これは思っているのは、国際交流というところに何らかの影響があるかというところが、成果の大きな部分ではないかなと私は思っています。

ですから、行ったから私は外交官を目指します、通訳を目指しますというような人がどうなの、もしくはその輸入業者へ就職したいよとか、いろんなパターンはあると思いますが、視野をグローバルに広げた状況での育成ということの一つだと思いますので、どうなのということをどうなったの、大きく成長した、どうなったのというリサーチをきちっとしていただいて、全部とは言いませんけども、それを成果の一つということで取り上げていただきたいと思います。

そのとき思っていることももちろんそうなんですけども、こういうことがそういう環境とか職業とは別になりましたけども、これが行ったおかげでこういうことが考えられるようになったとか、そういうようなところというものが大きくなって出てくる成果だと思いますので、そういうところを十分調査、リサーチしていただきたいと思うんですよ。現在、リサーチの状況というのはどうなっているかというのをお聞きしたいんですけどもよろしいでしょうか。これは教育部長に聞かせていただいたらよろしいですか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

栗山議員の御質問にお答えさせていただきます。

本年度もアンケートは実施させていただいたんですけども、海外研修への参加はその後の影響にありましたかとか、その後の生活に強く影響を与えているかというその具体的な内容についても設問をさせていただいております、大いにあったとかであったり、あったの割合が82%となっております。具体的な内容については、コミュニケーション能力、挨拶や返事、積極性、周囲との調和などになるんですけど、コミュニケーション能力というのは言葉でしゃべることではなくて、身振り手振りで相

手に伝えるということも一つになるのかなと思うんですけども、そんなところが32%、また国際社会への興味・関心が43%と高くなっているというアンケート結果が出ております。

ただ、今年実施したアンケートにつきましては、大学を卒業したと思われる年代の方にアンケートを実施しておりまして、このようなアンケートの調査について、大体その論文等を見ていると、大学生の自分、大学生を中心にアンケートを取っております。栗山議員がおっしゃったようなことが分かるようなのは、大学生に対してのアンケートになってくるかなと思いますので、今後のアンケートにつきましては、その論文を発表されている方等と連携をとってアンケートを実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

ありがとうございます。

アンケートを取って改善すべきところ、海外への研修というのをなくせという意味合いではないんですけども、その研修内容についてもいろいろ考えたりとかいろいろあると思いますので、そういう材料にしていきたいと思います。

それともう一つ気になるところは、海外へ直接行った子もそうなんですけども、行かなかった子が、海外へ行った子との接触で、こんなあったよと教えてもらったりして、海外というのはいいよというような部分、グローバルな考え方っていうのはこんなやというのを伝え聞くとか、そういうようなことも重要なことだと思います。だから、そういうことも含めてどれだけの効果があったのかというのもやはり表して行っていただきたいと思いますので、それが初めて成果と言えるものなのではないかと私は思いますので、今後そのようなところは分かるようにして行っていただきたいと思います。これはもうお願いになりますけれど。

続きまして、次のエルベースの話なんですけども、今後、土曜日以外、平日ということの業務を増やしていくかどうかというのは、まだ短期間なので分からないと思いますが、これできるならば土曜日だけではなくて、平日のところでも増やせるような状況にしていただけたらありがたいなと考えていますので、その方法から始まって、どうせ相談を受けてくれる方は臨床心理士、公認心理師とかいうような方々になって行って、費用がかさむかもわかりませんが、その辺も含めて検討して行っていただきたいと思います。

それともう一つ、サポートステーション、これ町長からお答えいただきましたけども、あくまでもエルベースでの相談はもちろん大事なんですけども、結局、最終は気持ちよく働いて、みんな幸せになって、元気に就労できて、笑顔で暮らせるまちというところを目標にしてあるものの一環だと私は思っています。ですから、このサポー

トステーションというのを最終出口というような形で設けていただくように頑張って検討していただきたいと思います。

でも、その中でこれだけ進んだエルベースとかいろいろなことに取り組んでいるんで、有田川町が中心となって、これをぜひ有田川町内で作るよという事で各郡市内、それも日高・御坊を含めた県域でもサポートステーション等はありませんから、その辺の事について併せて検討していただきたいと思います。これも要望のような格好に終わりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう一つは、次3番目なんですけども、ヤングケアラーのパーセンテージというのは非常に低いということで、これは町の施策から始まって、教育に始まって、いろいろ状況がうまくいっているのだろうということの結果だと私は喜ばしく思っています。だからといって気を抜かずに、今後増えないように注視していただきたいと思います。これは教育現場のほうで一番よく分かる状況だと思いますので、それでとらまえていただいたり、それでまた福祉保健部と連携しながら、その辺をフォローアップしていく、言うたら有田川町にはヤングケアラーがないよというような町になるぐらいまで頑張っていただけたらと考えています。

次に、老々介護なんですけども、これは本人の意向も家族の状況、それぞれいろいろあって千差万別だと思います。ただ待機されている方がだんだん減っているというのは、これも誠に喜ばしいことだと思うんですけども、でも今後、人口変動というのがあると思いますし、だんだん高齢化していく。私も年齢が65歳を回ってますし、高齢者の中に入ってきていますし、介護しなければいけない親を抱えております。そういうようなところから手助けが十分かと思うような施策というのを十分施していただきたいと思います。

それで、今後、恐らく老々介護というのは増えていくのではないかと考えるんですけども、いろんな施設というのが限られているし、民間であるやろうし、収支の話もあると思いますが、どうなっていくかというのはお考えがあるのであればお答えいただけたらと思うんですけども、町長どうですか、今後の考え方。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まず初めのファインについては、今、土曜日にやって徐々に増えてきちゃると。たくさん増えれば、また平日でもやっていく方向で進んでいきたいと。

それから、老々介護については、もうおっしゃるとおり、これから多分増えるばかりやし、今でもたくさんの方、ヤングケアラーと違って老々介護というのはたくさんあると思います。しっかりと実態を調べていただいて、相談があればいろんな方法で相談に乗って、できるだけやりやすいような町にしていきたいと。

○議長（森谷信哉）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

もうお答えは結構ですけども、今後とも過ごしやすい、最後まで幸せに過ごせたよというまちづくりというのを目指して、いろんな力を発揮していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（森谷信哉）

以上で、栗山昌之君の一般質問を終わります。

……………通告順4番 14番（増谷 憲）……………

○議長（森谷信哉）

続きまして、14番、増谷憲君の一般質問を許可いたします。

増谷憲君の質問は、一問一答形式です。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議長、資料を配らせてほしいんですけども。

○議長（森谷信哉）

許可いたします。

○14番（増谷 憲）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。私は今回、三つの問題で通告をさせていただいております。順次行いますので、よろしくお願いいたします。

まず一つ目の問題ですが、個人情報保護条例の制度変更について質問したいと思います。これは、現段階では案が示されておりませんので、なかなか難しい点になっているわけですが、現在の分かる範囲での質問となっておりますので、よろしくお願いいたします。

今回の個人情報保護条例が、個人情報保護法の改正など、いわゆるデジタル関連法により廃止され、新たに条例が制定されることになりました。その新しい条例が国の指導により2023年4月の改定法施行に間に合うよう条例の改廃が求められております。それで来年の4月に間に合わせるよう、早ければ12月議会で新しい条例案を提案する準備を進めていると思うわけであります。そうなりますと、新しい条例案がどのようになるのか分かりませんが、法律による部分が占めて、肝腎の町の新条例が今の条例と大きくさま変わりするのではないかと心配するわけであります。現段階でいろいろと聞く中で問題点を指摘し、新しい条例に生かしていただける立場から質問したいわけであります。

さて、この個人情報保護条例など国や自治体が持っている膨大な個人情報、例えば医療面でどんな病気で受診しているか、どんな介護制度を使っているか、税金関係、

教育の関係などをデータ利活用として企業の成長戦略に位置づけ、外部に提供した企業のAIを使って分析させ、もうけの材料にさせることを、いわゆるデジタル改革の名前で進めようとしています。これは個人のプライバシー侵害、地方自治体の侵害、国民生活への影響、利益誘導や官民癒着の拡大など、多くの問題点があると専門家からは指摘されております。この関連法の中で重要な位置を占める個人情報保護法の改定で、自治体の個人情報保護条例がそれぞれ設けてきた個人情報保護の規則が、データ流通の支障となるとして改定された個人情報保護法の全国的な共通ルールの下に一元化しようとしております。

今の当町の条例では、第1章第7条に個人情報の収集は本人からの同意なしに収集できない収集の制限があること、第8条の目的外利用、外部提携の制限をしていること、そして例外とする事例は個人情報保護審議会の意見を聞くとなっています。国はこれらの規定がデータ流通の支障として問題視をしております。さらに国の個人情報保護委員会にこの所管と解釈権を一元化しました。自治体における審議会への諮問対象を限定し、自治体への監視・勧告ができることも定めております。

そして問題なのは、匿名加工情報といって特定の個人を識別できないよう加工し、当該個人を復元できないようにした情報であります。加工されているということで非個人情報となります。そのため本人の同意なしに第三者に情報を提供でき、目的外利用が可能となります。本来、町が持っている情報は、町の行政力を行使して取得したり、申請・届出に伴い義務として提出されたものであります。これら町が持っている情報は、企業から見れば企業が保有する顧客情報とは比べものにならない個人情報の宝となります。それを企業のもうけのために外部提供していくことが行政の仕事と言えるでしょうか。

そして、これまでに2017年から始まっている行政機関等の非識別加工情報の制度では、行政機関等がどのような個人情報を公表しているかといえ、例えば横田基地騒音訴訟の原告情報や国立大学生の授業料免除に関する情報であったり、2020年度に提供対象となったファイルを見ますと、全国の国立大学86法人において、受験生の入試の点数や内申点等の情報を36法人が提案募集の対象としていました。ある大学の授業料免除のファイルには、母子父子家庭から障害者のいる世帯か、生活保護世帯か、被爆者がいるかという情報もあったといえます。入試データは、予備校や進学塾が誠に欲しい情報であります。

また、住宅ローンを扱う住宅金融支援機構からは、民間事業者の住信SBIネット銀行へ提供されていた情報によりますと、AI審査モデルの構築の目的で提供されていた約118万人分の非識別加工情報には、性別、年齢、職業、勤続年数、年収、住宅取得以外の借入残高、郵便番号、家族構成など23項目もあります。加工しているから大丈夫といっても、他の情報と組み合わせれば判別される可能性も大きくなります。

個人情報保護条例に目的が書かれております。個人の尊厳の確保に不可欠で、何物にも代え難い基本的人権を擁護するものであります。当町の個人情報保護条例の目的は、個人の権利利益を保護すると明記されております。それを国は個人情報の利用が著しく拡大していることから、個人の権利利益の保護は個人情報の適正かつ効果的な活用にするんだと言っております。

審議会への制限もあります。条例でオンライン化や電子化を伴う情報の取扱いを制限してはならない、情報の取得・利用・提供等で累計的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨から許されないとしております。条例に盛り込むことができる内容まで規制しております。

国が示しているのは、町が持っている個人情報の開示の請求に係る写しの作成の手数料や開示請求に係る開示決定の期限が法律では30日以内になっておりますが、今の条例の30日以内にすることを可能にし、個人情報ファイル簿の作成、公表の義務づけは、法では1,000人以上となっておりますけれども、現行の人数でも可能としております。

今述べましたように、様々な問題点を抱えた保護法がメインになります。新条例は事務的な条例に代えさせようとしているのではないかと危惧するわけでありまして。これらのことも踏まえて幾つか質問します。

まず第1に、個人情報保護法改正による条例の改正が求められていますが、提出期限はいつになりますか。また、その内容はどうでしょうか。

第2に、新条例の名称であります。国は条例名すら条例に書く必要はないと言っておりますが、新条例名はどうでしょうか。また、新条例に基本理念も明記されるのでしょうか。

第3に、個人情報保護条例に基づく審議会は規定されるのですか。また、同会が行う調査等での意見陳述を明確にする必要があるのではないのでしょうか。

第4に、差別偏見が生じないように要配慮個人情報を新条例に明記し、管理の徹底が必要ではないのでしょうか。

第5に、個人情報を担当する部課への報告、審議会への報告と専門家の意見を聞くべきではないのでしょうか。

第6に、開示請求しなくても、訂正請求、利用停止請求を可能にするための明記が必要ではないのでしょうか。

第7に、行政機関等匿名加工情報の提供はしないように求めますがいかがでしょうか。最悪、判断基準を審議会に諮問し作成して、提案内容を公表すべきではありませんか。

第8に、今の審議会の意見を聞き、素案等をパブリックコメントに付して町民の意見を聞くべきではないのでしょうか。また、議会にも説明を求めますがいかがでしょうか。

第9に、議会も条例の対象になるかどうか確認したいと思います。

二つ目に、デマンドタクシー等と現行制度について質問いたします。

有田川町では、地域交通を守るために民間の路線バス運行経費への補助や本線へつなぐコミュニティバスの運行、そして観光客をメインにした定額周遊タクシー制度を導入して、いわゆる交通弱者、車に乗れない方や免許証を返上した方が、病院や買い物などに自由に行けるようにしようと制度化を図っております。また、福祉の観点からは、福祉タクシー券で初乗り運賃の助成もしております。しかし、免許証返納者など需要がありながら、それぞれの制度に一長一短があり、年々利用状況が下がっているのが現状であります。このような状況の中で、依然として同じ制度で行っていくのがいいのかどうか検討すべき時期に来ているのではないのでしょうか。

現在、公共交通として実施されているのは、定額周遊タクシー制度では、令和3年度で19件の延べ51人、17万8,000円弱、令和2年度では5件の20人、7万4,600円の実績しかありません。令和4年度からは、名称を変えての運行になっております。生活バス運行補助金は、民間の事業者が行い、年間3,800万円を出しております。金屋・清水地域で運行しているコミュニティバス運行委託料では、令和3年度で1,371万4,000円弱、2,114人の利用、令和2年度では2,484人の利用であります。

そこでまずお聞きしたいのは、令和3年度の定額周遊タクシー制度の行き先と、令和4年度のみんなの定額タクシー制度の変更に伴い、4月から8月までの実績、件数、金額、また利用者の利便性を上げるためにも行ける範囲が増えたとお聞きしておりますが、その点も御説明いただきたいと思います。

第2点目として、利用実績が少ないことでの認識と、さらに利用度が高くなる制度へ改善していくかについてどのように認識しているのかお聞きしたいと思います。

第3点目として、仮に利用者が増えればそれだけ普通の業務もあり、民間事業者の送迎できる体制の問題も出てまいります。今の体制では当然対応できなくなると思いますが、その点も見込んで方策を考えておく必要があると思っておりますがいかがでしょうか。

4点目として、料金設定の問題も利用者増に大きく関わってくると思います。特に今、物価高騰やコロナ問題で生活が大変になってきております。みんなの定額タクシー制度の料金設定を見直すべきではないでしょうか。

次に、町道整備の問題について伺います。

長年の要望事項であった町道歓喜寺松原修理川線や松原川口線の拡幅工事についてであります。現在、一番工事費がかかっている松原集会場付近の下からのかさ上げ工事が進んできております。町長と建設環境部長に渡した写真がそうありますが、その点では今後残りの区間も少なく、工事がしやすい区間になってきていますから、一気に工事が進められる可能性があります。それで松原工区間の完成時期についてで

ありますが、令和5年度中にでも完成できるのではないのでしょうか。

次に、歓喜寺側の拡幅整備を予定している区間の用地の了解であります。既に取られていると思いますが確認させていただきたいと思います。それで同線の松原工区の工事完了のめどがつく年度、令和5年度には歓喜寺側工区の測量設計の予算を組んでいただきたいのですがいかがでしょうか。

この問題の最後の項目ですが、歓喜寺から松原区間の工事が完了すれば、直ちに町道松原川口線に関わっていただきたいのですが、この路線の残計画は川沿いに拡幅するよりも直線でトンネルを抜くほうが工事費も安くつくということで、松原側も川口側もトンネル予定地付近まで既に拡幅整備が行われております。あとはトンネルだけであります。川口から修理川まで拡幅整備ができるよう計画年度を定めて取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、増谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の個人情報保護条例の制度変更についてでございますけれども、保護法改正による提出時期及び内容については、新条例は12月議会への提出を予定しております。

内容につきましては、令和3年5月に公布された個人情報の保護に関する法律は、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化する等の措置を講ずる内容となっております。

個人情報の取扱いにつきましては、町の条例ではなく個人情報の保護に関する法律が適用されることとなります。現行の個人情報保護条例は廃止し、新たに個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めた条例の制定となります。

次に、新条例の名称及び基本理念の明確化については、現行の有田川町個人情報保護条例を廃止し、新たに有田川町個人情報保護法施行条例として整備する予定であります。

また、基本理念につきましては、改正されました個人情報の保護に関する法律において規定されているため、町独自の基本理念規定を設ける予定はございません。

次に、審議会は規定されるのか、また同会が行う調査等での意見陳述の明確化でございますけれども、個人情報の適正な取扱いの確保や専門的な知見に基づく意見が必要となる場合も想定されるため、新たな条例には審議会への諮問に関する規定を設ける予定であります。

また、国によりますと、新法での審査会が行う自発的な調査や意見陳述を妨げるものではないが、町が調査などを受けることを要件としたり、審議会の意見を尊重することを義務として定める条例の規定を設けることはできないとなっております。

次に、要配慮個人情報等新条例に明記し、管理の徹底との御質問でありますけれども、要配慮個人情報については、個人情報に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行令にうたわれており、それ以外に地域の特性その他の事情に応じて、条例で要配慮個人情報を独自に定めることができますが、決定的な地域の特性その他の事情がある場合のみとなっているため、町が新たに制定する新条例への明記はございません。

また、情報管理につきましては、従来から職員に対し情報セキュリティ対策等の研修を実施しており、今後も引き続き保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じてまいりたいと思います。

次に、個人情報を担当する部や審議会への報告及び専門家への意見及び個人情報ファイル簿に目的外利用や外部提供先の記載と閲覧化についてでありますけれども、個人情報の開示は、個人情報を保有する担当部署において開示事務を行います。国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則など、必要に応じ審査会に専門的な御意見を伺いたいと考えております。

また、個人情報ファイル簿につきましては、個人情報ファイルの利用目的や提供先を記載する予定であり、政令に基づいた公表を行ってまいります。

次に、開示請求をしなくても訂正請求、利用停止請求を可能とするものの明記及び代理人による開示請求時の本人の意思確認については、訂正等事務処理の迅速化やなりすまし等による制度悪用防止の観点から条例に定める予定であります。

次に、行政機関等匿名加工情報の提供は行わないようにということでございますが、新法において国の行政機関や都道府県、政令指定都市が行政機関等匿名加工情報制度の実施についての規定が直接適用されますが、市町村は義務化となっておらず、新たな条例において行政機関等匿名加工情報制度の導入の予定はございません。

次に、審議会の意見を聞き、素案等がパブリックコメントに付されるのか、また議会への説明を行うようにとのことではありますが、今回の個人情報保護法施行条例は、あくまでも法を施行するための手続に関する事項を定めるものであり、本町の基本的な政策等を決定するものではないため、パブリックコメントの実施予定はございません。

議会への説明は、委員会等で担当課より行わせたいと思います。

次に、議会も新条例の対象になるのかとのことではありますが、新法において基本的には地方公共団体の機関から議会は除外されており、行政機関等の義務等に関する規律の適用対象とされていません。町条例とは別に議会の個人情報保護に関する条例の制定が必要となっております。

次に、2点目のデマンドタクシー等と現行制度についてでございます。

周遊定額タクシーにつきましては、平成30年度より観光客の増加、交通不便地域での交通手段の確保を目的として実施している制度であり、本年4月よりみんなの定額タクシーと名称を変更しております。

名称変更前と変更後の利用状況と行き先の実績につきましては、平成30年度は12件で91名、令和元年度は2件で14名、令和2年度は5件で20名で、利用目的は町内観光等でありました。令和3年度は19件、51名、うち11件が有田市立病院・済生会有田病院の病院、8件が町内観光等でありました。令和4年度の8月までの実績は19件、51名で、うち10件が町内観光等、9件が有田市立病院、済生会有田病院等であり、病院への利用もだんだん増えてきているところであります。

次に、利用実績が少ないことへの認識とさらに利用度の高い制度ということでありますけれども、本制度開始以来、先ほども申し上げましたとおり、利用実績が低いことは認識しております。

本年4月より町民の皆さんが利用しやすい制度にし、利用者の増加を図るため、名称変更と利用目的が、町外であれば有田市立病院、済生会有田病院以外の病院も利用できるよう、一部内容変更と各戸配布など周知を行ったところであります。結果、8月までで5か月を経過したところであります。平成30年度から令和3年度までの年間利用実績を上回っている状況にあると聞いております。

次に、利用度が上がった場合の事業者体制の対応につきましては、利用者には事前に予約を行っていただいた上で、事業者には配車、人員配置を調整いただき、調整がつかない場合は事業者間で調整していただきたいと思います。現時点では、本運用で対応できていますが、今後、事業者の通常タクシー事業へ影響が出るほど利用度が上がれば、タクシーの台数、人員の増等を事業者と協議しなければならないと考えております。

次に、料金設定につきましては、普通車タクシーで2時間5,000円から1時間ごとに2,500円加算し、最大8時間で2万円の利用者負担となっております。事前予約が必要でありますけれども、目的地が町内の場合は全域、町外の場合は病院であればドア・ツー・ドアで利用でき、途中の寄り道等も可能で、時間に縛られることなく利用していただけます。路線バスやコミュニティバス等と比較して利便性の高いタクシーを利用する定額料金設定としております。

次に、その他全体的にということではありますが、みんなの定額タクシー制度は、観光客の方への利用はもちろんでありますけれども、路線バス、コミュニティバスを補完するような形で、特に金屋・清水地域の高齢者の方に利用していただければということと考えております。利用実績の少ない制度ではあります。例えば近所の人たちとグループで月に1回、お買物と食事に行くなどの利用方法を積極的に広報し、利用してもらうことで交通不便地域に住む高齢者の方々のお出かけの機会・選択肢を増や

すことにより、公共交通に対する満足度を高められればと考えております。

次に、3点目の町道の整備についてでございます。

町道歓喜寺松原修理川線の現在施工中であります松原工区につきましては、平成26年度に着手し、予定区間の約7割の部分が完成しております。現在の進捗状況でまいりますと、令和7年度末には完成するものと見込んでおります。

次に、歓喜寺側工区の用地取得の見込みについてでありますけれども、土地所有者が変更されていることも考えられますので、事業を実施するに当たり地元区長や道路委員の皆様方の御協力を得ながら、現在の状況を確認する必要があると思っております。

次に、歓喜寺地区から松原地区の未整備区間につきましては、約2,500メートルありますので、優先度を考慮しながら改良区間を決定していきたいと考えておりますが、平成26年度に松原工区が事業採択されて以来、国の補助事業採択要件も変わってきており、国・県と協議を行いながら、できるだけ継続して測量設計に取りかかれるように努力してまいりたいと考えております。

次に、松原川口線の整備につきましてですが、町といたしましては、歓喜寺松原修理川線の整備にはまだ相当な時間を要すると思われまますので、まずは歓喜寺松原修理川線の早期完成を目指し、取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

答弁漏れはございませんか。質問を再開します。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再質問させていただきます。

まず、個人情報保護条例の問題についてであります。

新条例名は、先ほどの御答弁で個人情報保護法施行条例ということで予定しているということでありました。しかし、施行条例でなく個人情報保護条例として明記し、町民情報の保護に向けて自治体の理念や姿勢を私は明らかにすべきだと思いますが、条例には名称等を含めて目的のことについては入れないのでしょうか、このことを再度確認したいと思います。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

増谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の法改正により、個人情報の取扱いは地方公共団体の条例ではなくて国の法律において全国的な共通ルールの規定に基づき行われます。新たな条例は、法律の施行に関して必要な事項を定めるものであります。目的につきましては、上位法の個人情報

報の保護に関する法律にうたわれているため、町条例では明記いたしません。有田の各市町も同様になると思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

4月28日に公表したQ&A行政機関等編の資料では、法律の目的や規範に反することなく事業者や町民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、基本理念や事業者・町民の責務など、独自の理念規定を設けることは妨げられないとして書いているわけですが、こういう点からも可能ではないでしょうか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

個人情報の取扱いにつきましては、何人も個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきと、その取扱いが図られなければならないと考えてございます。法の基本理念と一致しているものだと考えております。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

しかし、条例に目的が明確でなかったら何をと普通はなるわけでしょう。だから、せめて現行の条例にある個人の権利利益を保護するという目的ぐらい明記してもらえませんか、どうですか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

同じようなことになると思いますが、個人情報の保護に関する法律に個人の権利利益を保護することを目的とすると法律によりうたわれておりますので、町条例では明記する予定はございません。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、諮問を規定しない場合でも、従来諮問してきた事項を審議会に報告し、審議会委員が必要と判断したら調査・審議し、町長に意見陳述をできるようにすべきではないかと思いますがいかがですか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

上位法、国の法律で定められるものでありますから、案件がその法に照らし合わせていけというところでもありますので、その諮問機関については独自に設ける予定はございません。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

いっつも合わんけど、部長。次の質問します。

企業等に提案募集をする際に公表する個人情報ファイル簿がありますよね。この選定を適切に判断することで自治体側が絞り込みを図ることが可能であるよう、歯止めをかけることが必要ではないかと思うんですが、ある自治体の審議会では、匿名加工情報の提供について極めて慎重に検討していく必要があるという意見も出されております。自治体の姿勢が問われております。私もまさにそうだと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

極めて慎重に取り扱っていきたいと考えております。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今のところだけはちょっとまともに答えてくれましたね。

次に、今まで問題点になっている特定加工情報の問題であります。

保護法附則第7条の規定では、当分の間は都道府県と政令指定都市が対象として匿名加工情報の利活用の提案募集を義務づけております。先ほどの答弁では、匿名加工情報制度の導入の予定がないということでありました。これは私も賛成で、いいことだと思います。

しかし、問題点は法律の内容が変わり、市町村も対象を広げてくることが十分予想されますが、もしそう変わっていけば対象になっていくのではないかと、また県や政令指定都市以外は当分の間だけしか導入しないことであり、いつ言ってくるか分かりません。今の姿勢を貫き通していただきたいがいかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

議員おっしゃるとおり、市町村は当面の間は匿名加工情報制度の導入の予定はございません。ただ国から義務化されて、言い方がいいのかどうか分かりませんが、言っ

てきた場合は従わざるを得ないというのが実情でございます。

匿名加工情報の中にも、例えばこの有田川町へ進出してくれるような企業が、これは進出できるぞというような要素に取り入れてくれるのであれば、いい方向に動いていくのではないかと考えております。ただ、それについても慎重に取り扱っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、パブリックコメントの問題です。

今後、制定を予定している状況の中で、私は町民の方が知らないという状況ではだめだと思うんです。ですから、大変重要な内容の条例ですから、町民の方にも知らせる必要があると思うんですけれども、この点について導入後はビッグデータの利用を、企業などに利用させるための制度改正が含んでいるわけですから、説明や周知する方策が私は必要だと思うんですが、この点はいかがでしょう。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

個人情報保護に関する法律の改正につきましては、町民への説明というか周知は必要と考えております。もちろん告知もしますし、広報等でこういうのが施行されるというところを周知させていただく予定でございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

そのほかにも昨日かおとこのテレビでも情報漏えいの報道がされておりましたけれども、情報漏えいを大変心配するわけです。この点、セキュリティを幾らしてもし過ぎることはないんですが、この辺の情報漏えいの対応についてはどうですか、難しいと思います。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

議員おっしゃるとおり、議員も懸念されておりますとおり情報漏えいというのは非常に気を遣うところというか、一番慎重にならなくてはいけないところだと考えております。従来から職員に対しては、情報セキュリティ等対策の研修を実施しておりますし、今後も引き続き保有個人情報の安全管理のため必要かつ適切な措置を講じてま

いりたいと考えております。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

この問題の最後に、内容はまだ十分私も知らないのですが、こういうことぐらいしか質問できないんですけども、こういう今のやり取りを通じてでも上位法の保護法を越えることができないという姿勢になっております。でも本来、地方自治の自主性があるわけですし、地方が独自に決める条例で本当はすべきだと思うんです。

それで、ちょっと違うかも分かりませんが、例えば国保の医療費で高校卒業までうちは頑張っていたいております。これを国は認めておりませんから、ペナルティは今でもかけてきております。それでも子育て支援の一環としてやっているわけです。これは町民の子育てされている立場を、声を聞いてやっているわけですから、必要なことは国の言うとおりの一辺倒ではなくて、横出しなど町独自の視点も私は必要だということを指摘して、次の質問に移りたいと思います。またこの問題は、次の議会で質疑しますので、よろしく。

次に、デマンドタクシー制度についてであります。

先ほどの答弁でみんなの定額バスの令和4年度の実績がよくなってきているという御答弁をいただきました。それで中身も少し変わっておりますよね。病院には行けるということになりましたけれども、有田郡市の病院だけでなく、そのほかの病院にも行けるとなったと聞いておりますが、その点確認したいんですがどうでしょうか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

議員おっしゃるとおり、今年度までは町内の病院という限りがあったんですが、コミュニティバスと路線バス、鉄道なりを乗り継いでは医大や日赤という大きな総合病院へ行けることは行けるんですが、ただ曜日が限られていたり、自分の担当してくれている先生なんかが行ける日と曜日が違うんやという話も聞きますし、何とかというところで病院であればこの有田郡市内でなくてもということで、みんなの定額タクシーという名称も変更して、今試行錯誤しながらやっております。

今はまだ8月末の時点の利用者実績なんですが、それによりますと去年ともう同等と。これから利用してくれる方については去年度を上回る数値になっていくという利用実績がございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

私が聞いたところのあれだと思うんですけども、和歌山市内の医療機関も行けるということになったと聞いたんですけど、これは違うんですか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

和歌山市内の病院へ行っていただいて結構です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

例えば、医大や日赤、民間の大きな病院も行けるということによろしいのでしょうか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

はい、寄り道していただいて結構です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

この問題でもいろいろ課題もあるんですけども、令和4年度の実績を見ても、病院が半数近く占めている状況になっております。現状からどのような運行形態がいいのか思案するところなんですけども、国土交通省がデマンド型交通の運用についての手引きを作っておるんですが、ちょっとこれ古い年度なんですけども、これは利用者の時間帯が、学生など一定している場合は路線バスなどが考えられるけれども、しかし集落が分散し利用する時間帯が日によって違ったり、通院や買い物などを目的とする高齢者などバス停まで移動する手段もない場合は、自宅から目的地まで移動するのにデマンドタクシーの可能性を指摘しております。

デマンドタクシーは、需要が増えれば費用も増加する傾向にあり、導入に当たり移動需要の把握、定量的に需要及び費用の試算も必要だと指摘されております。町民へのマーケティングがこの際必要だと思うんですが、併せて全体的にどのような運行形態がいいのか整理して考えることも、もう必要になってきていると私は思うんです。考えられるのは、今の段階では路線のバスの運行維持とデマンドタクシーの充実でどうかなと思うんですが、この点はどんなに考えますか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

議員おっしゃるとおり、考え直す時期には来ていると思います。このコミュニティ

バスとかみんなの周遊タクシーでありますとか、みんなの定額タクシーでありますとかというのは、合併してすぐ交通空白地に向けて平成18年度に運行実証実験を開始しました。そこで乗らない利用の少ないところは淘汰されていって、今の形になっています。翌平成19年度からは、清水地域が福祉バスという形で運行していたものというのを、目的地が病院でなくてもいいよというところでコミュニティバスに変えてございます。それも路線バスのあるところは路線バスでうまくつなげるように工夫しながら今やっているわけなんですけど、ただその路線バスも減便されていったり廃線になったりしたところがございます。そして、またデマンドを考えたらどうなというところもあります。

最初、コミュニティバスをするときも近隣の市町でみなべ町がうまくやっていたので、そこに行かせていただいて教えていただいてやり始めました。そのみなべ町は、岩代地域はそういう形でデマンドと路線と定時のコミュニティというのでうまく連携しています。今もやっているんですけど、もう一度、今考える時期かなというところで、担当課のほうからアンケートを取ったり調査したりというのをやってございますので、総合的にこれ考えさせていただいて、またどう変わるというのを報告させていただけたらと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

料金設定の問題なんですけども、利用者にとって大事なのが料金が安いことだと思います。全国の事例を見ましても、共通しているのは料金を1,000円以下に設定しているケースが多いんです。なぜなら対象者が、例えば年金生活者など低所得者が多いからであります。この点は、町単独でも予算を増やししながら、国に対しては国庫負担の増額を求めることもやりながら対応して行ってほしいのですが、今現在は路線バスの赤字の8割分については交付税を見ましようという制度があるだけだと思うんですけど、この点、料金設定の問題についても合わせてセットで考えていってもらえますでしょうか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

国の補助金も予想率とかいろんな条件があて、それにかなうかどうかというところも研究しながらやっていきたいと思っております。ただ、みんなの定額タクシーについては、実質半額を補助するような形になってございます。何とか乗り合わせ等でそれをカバーさせていただいてと考えておりますが、料金設定につきましても、いま一度試行させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

みんなの定額タクシーの料金なんですが、半額設定とおっしゃいますけども、あの料金だけを見たら、利用される側にとったら、そういう認識は全くないんですよ。だからそこの説明不足もあるかと思います。やっぱり高いという認識だと思います。

それで次に、乗り合いのデマンドタクシー制度で参考になる福岡県八女市の事例なんですけど、少し紹介したいと思うんですが、この八女市は人口約6万4,000人余りで、面積はうちよりも広くて482平方キロメートルであります。乗り合いタクシー制度をタクシー会社やバス会社6社に委託しております。1エリアの1日の運行は9便で、8時から16時までとなっております。予約制で朝の8時分は前日の予約ですが、それ以外はその日の30分前に予約すればよいとなっております。予約の受付は商工会に委託しております。元市の職員がセンター長を努め、オペレーターの管理を行っております。

高齢者の利用が多く、受付時に行き違いや目的地と違うところで降ろされたり、待っていても来なかったりするトラブルもあるようであります。このオペレーター管理がいいようであります。コンピューターで管理しているため、誰がどこからどこまで乗車したか把握でき、1日の集計、月別集計、タクシーごとの集計や便ごとの集計、乗り降りの場所の多いところや少ないところの把握、年代別集計ができるため制度の改善に役立っているようであります。

料金設定は片道300円、エリア外は400円、この料金のうち150円は市に入り、残りの150円は委託業者に入ることになっております。そして、車1台当たりの委託料は年間450万円です。運営委託費は1時間当たり2,300円で市が買い上げる契約になっているようです。さらに車両購入費として約半額になるんですが、上限150万円を助成もしております。ただこの制度にするため、これまであった他の制度もなくして、この制度一本化にしているようであります。だから予算も組めるのではないかと思うんですけども、こういう事例も参考になると思うんですがいかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

議員にほかの先進地で勉強せえというところで、八女市へは電話で問い合わせしてみました。大変丁寧に教えていただきました。その中で費用対効果でありますとか、予算のかけ方でありますとか、もっと詳しく勉強していきたいと考えております。そして、総合的にこの有田川町に合った、また費用対効果の高いような交通システムとい

うのができればと考えてございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

実は私も今日の質問までに八女市の担当課に問合せしている項目があったんです。ところが今日に間に合わなくて、もう少し突っ込んで質問したかったんですが、また資料が届きましたらお渡しもしますけれども、よろしくお願ひします。

次に最後の質問ですが、町道の整備についてであります。

先ほどの御答弁では、令和5年度の完成は難しいという答弁で在りました。私が勝手に早せえというだけのことかも知れませんが、しかし残区間の拡幅は、今の工事現場から約160メートルなんです。今一番難しいところ、お金のかかるところをやっていただいている、その写真を見れば、そのめどもついてきているように思われます。ですから、今後は工事もしやすい区間になってきますから、今の物価高の中では少しでも工期を短くして、工事予算も少なく済むよう完成年度を引き上げていただきたいんですけども、そのための予算化も含めて町長どうですか。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この拡幅については、もう少し早くできるつもりやったんやけど、国の予算がだんだんと削られて、今もだんだんと削られている最中でありましてけれども、国がつけてくれば町は幾らでもついていきたいという考えで、一日も早く完成させたいという思いは今でも持っています。できるだけ早く完成できるように国のほうにも予算要求してまいりたいと思います。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

私、地元におったら針のむしろなんです。私らもう年も短いし、生きてる間に道できるのかなのってしょっちゅう言われるんです。だから地元へ帰りにくくて、町長、その心情を分かってほしいんです。

それで、せめて令和5年度完成が難しい、令和7年度完成ということであれば、せめて令和6年度には測量設計の予算ができないかといことで関係機関とも協議し進めたいんですが、この点、町長どうですか。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

質問にお答えいたします。

歓喜寺松原修理川線の歓喜寺側の事業につきましては、いろいろとこれから調整しまして、できるだけ引き続き測量設計に入っていけるように努めていきたいと考えております。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

とにかく切れ目のないように予算化をしていただきたいと思います。部長、よろしくお願いします。切れ目のないように、今の事業の継続で予算化してほしいんです。

それで次、町道松原川口線の問題なんですけど、国道480号の改良がとにかく優先ということも聞いてるんですけども、そうであれば議長もそこへ座ってるんやけども、中心になって頑張ってくれてるんですけど、この国道480号の改良の見込みはどうか、町長。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

松原川口線なんですけど、今現道はかなり狭いということで、また難所をずっと通っているということで、物理的になかなか全線拡幅というのは困難であると思います。部分的に広げるとということも考えられるんですけども、ただトンネルを通してほしいというような話になっておりますので、結局、現道は難しいのでトンネルを工事すると。トンネルの工事につきましては、延長は大体800メートル前後ございますので、なかなか町の単独事業では困難かなと思うところもありまして、県のほうには要望はしておるところであります。ただ県のほうも、その工事に当たって国道480号の高野までの拡幅の事業のほうを優先したいということもありまして、今のところ明快な着手についての回答がないところであります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

松原川口線は現道の拡幅は距離も長いしということで、トンネル工事ということで上も下もそういう方向で道を広げてきているわけですから、もう現在に至っては、トンネル以外には考えられない状況であるというのは認識しておいていただきながら、早期に予算がつく上でも、まず国道480号が早く終われるようにめどをつけてほしいんですけどもどうですか、部長。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

その点は、また県のほうにも要望してまいりたいと思います。
以上です。

○議長（森谷信哉）

以上で、増谷憲君の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 14時39分

再開 14時55分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

……………通告順5番 13番（堀江眞智子）……………

○議長（森谷信哉）

続きまして、13番、堀江眞智子君の一般質問を許可いたします。
堀江眞智子君の質問は、一問一答形式です。

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。私は今回、5項目の質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

一つ目は、新型コロナ対策についてであります。

湯浅保健所管内の新型コロナウイルスの感染者は、7月に1,180名、8月は3,506名と爆発的な感染拡大となりました。このときには和歌山県の野尻技監が、和歌山県にとっても一時的な数字と言われました。この間、保育所や学童保育での感染が広がり、2学期から始まった小中学校でもクラスターが危惧されています。既に有田地方内でも学級・学年閉鎖となった学校もあります。保育所や小中学校及び学童保育で感染が広がると、保護者にも感染が広がることは必至であります。保育所児童が感染し、一家みんなが感染したということもあります。

感染拡大を防ぐことと重症化を防ぐためには、マスクの着用や手洗い、消毒などの徹底はもちろんのこと、ワクチンの接種や簡易検査キットを使つての感染確認などが有効だと考えます。無料PCR検査もございますが、感染が拡大している場合は予約してもすぐには検査をしてもらえませんし、3回のワクチン接種をしても感染することもあります。現状では、誰が感染してもおかしくないと言わざるを得ません。行政としては、町民の健康を守るためにできる限りの施策を講じていてくださっております。

まず、有田川町内でのワクチン接種についてお尋ねいたします。ワクチン接種は、体調や様々な考え方があり強制されるものではありません。けれども、感染の後遺症の報告を見ると、高齢者だけでなく少年にも重篤な症状が表れています。自分自身を守り、感染を広げないためにもワクチン接種をさらに進めることが重要だと考えます。現段階での有田川町におけるワクチン接種の状況はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

厚生労働省は、オミクロン株に対応したワクチン接種対象について、2回目接種を終えた12歳以上の全ての人として、早ければ今月半ばから高齢者や医療従事者の接種を開始する方針を決めました。しかし、既に4回目の接種を受けた人やこれからという人の中には、新しいワクチンの接種を考えている方もいらっしゃると思います。このような人たちをはじめ新型コロナウイルスの感染症に対しての正確な情報を望む方たちに対して、町としての総合相談窓口を設置し、町民の不安や疑問に答えられるようにしてはどうでしょうか。町としての考え方をお聞かせください。

小中学校や保育所及び学童保育などで職員が新型コロナウイルスに感染し、職員同士で感染が広がるとすると、小中学校や保育所及び学童保育を閉鎖しなければならなくなります。閉鎖によって子どもはもちろん、保護者にとっても大きな問題となり、乳幼児や小学校低学年の子どものいる家庭にとっては、保護者が仕事を休まなければならなくなるなど影響が大きなものであります。小中学校や保育所及び学童保育の職員が、例えば毎週月曜日に家庭で簡易検査キットを使って自身が感染していないか確認できれば、安心して仕事に従事することができます。

県立たちばな支援学校にお聞きしましたところ、既に県教委から全教職員が簡易検査キットを使って定期的に検査できるように簡易検査キットが配布されています。有田川町でも子どもたちを守るとともに職員も守るために全職員が定期的に感染をチェックできるだけの簡易検査キットを配布することが大事だと考えますが、町としての考えはいかがでしょうか。

そして、2番目の質問であります若者の定住促進政策についてお聞きします。

奨学金返還支援は地方公共団体と企業が奨学金を本人に代わって返済する制度であります。奨学金返還支援の推進には、返済に苦しむ若者を地方で受け入れることで地方への人口流入を増やし、産業の担い手を確保する狙いがあります。

令和4年4月4日付で内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局が出した奨学金返還支援による若者の地方定着の推進についてという事務連絡文書には、政府においては地域内の企業へ若者が就職する場合等に、若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組を推進することにより、地域の産業等の担い手となる若者の地方企業への就職を促す奨学金返還支援による若者の地方定着を推進しています。特に本制度を未導入の地方公共団体におかれましては、導入に向けた積極的な検討をお願いしますと奨学金返還支援助成事業を導入していない我が有田川町にも当てはま

る、この導入を検討するようにと書かれております。この連絡文書については承知しておられますか。奨学金返還支援助成事業導入についてお考えをお聞かせください。

そして、3番目の質問であります吉備地区内の河川の草木の整備や冠水対策、しゅんせつについて、有田川はもちろんですが、庄川、鳥尾川、天満川のこの対策についてお聞きいたします。

庄川では、ポッポみちを挟み南興業さんの南側の辺り、そして庄川に続く鷹巣池の自然排水の水路、そして鳥尾川では、西丹生図の消防車庫の辺りから南側にたくさんの土砂が堆積し、今はすごい木々が茂っております。また、吉信医院周辺の道路及び松下内科周辺道路の冠水については既に対策が講じられ、道路の冠水がなくなりましたけれども、専教寺西側から天満川までの水路周辺は住宅も多く、いまだに激しい冠水に周辺住民は悩まされています。ここの水路は台風やゲリラ豪雨など瞬間的に強い雨が降るとあふれ出し、道路が冠水し、住宅地に水が流れ込んできたり畑に水が流れ込んできたりします。これは住宅地が増え、田畑や雑種地が減少し、水を受け止める場所が減ってきたことが一つの要因だと考えられます。

この件については、今日はほかの議員も同じような質問をされましたが、新しい住宅が建ち、住民が増えることは町にとって喜ばしいことでもありますから、町内のどこに住んでも快適に暮らすことができるよう、町としてできることはしていくことが当然だと考えます。今回の場所は、冠水に悩まされている場所です。天満川の流域については、冠水に悩まされているのですから、早急に冠水対策を講じていただきたいと思います。対策としては、水路の拡幅と天満川の拡幅及びしゅんせつ、または地下に遊水池をつくることなどが考えられます。住民の生活と財産を守るために町としての対策が望まれますが、どのような対策を検討しているかお聞かせください。

そして、四つ目の質問であります。質問事項は、県道吉原湯浅線吉見地区と書きましたが、少し認識違いがありまして、担当課にもお知らせしておりますように、町道奥吉見線の道路改修についてであります。

令和2年12月議会でも質問しましたが、竹島鉄工所付近の道路については、道路の改修がすぐに実施されました。ありがとうございました。しかし、吉見公民館から県果樹試験場までの坂道の道路については、まだいまだ改修が実施されておられません。先に改修された道路と同じように、大きなトラック等が通っても耐えられる厚みのある舗装に早急にやり替えるべきではないでしょうか。

令和2年12月議会では、この吉見奥線も修繕していくと答弁をされています。アスファルトを改修部分に置くというような簡単な改修では、すぐに改修が必要な状態になってしまいます。吉見公民館付近の道路が整備され、先日から車が通れるようになっております。快適に通れるようになっております。ますます交通量が増えることが予想されますので、早急に頑丈な舗装にする改修工事を求めます。

5番目の質問であります。円滑な学校運営についてお尋ねします

今年9月1日現在、和歌山県内で休職者等の補充者が未配置になっている小学校が12校、中学校が4校もあります。これは教員免許を持っている方で、学校現場で勤務したいと考えている方がいないからなのです。学校がブラック企業と言われるようになってから何年かたちますが、教職員の長時間勤務は是正されず、世界的に見ても1学級の子どもの人数が多く、今はコロナの感染対策に追われ、日々の忙しさは増すばかりという劣悪な労働条件も補充者が入らない要因の一つになっていると考えられます。これでは学校運営に支障があるだけでなく、子どもたちの学びにも大きな影響が出てきます。この問題は簡単に解決できるものではなく、1学級の子どもの人数を少なくすることや、教職員を大幅に増員するなどの文科省をはじめ国を挙げての抜本的な改革が必要です。

しかし、抜本的な改革を待つだけでなく、少なくとも年度当初に妊娠が判明している教員の補充者を4月当初に入れることが実現するよう、文科省や県教育委員会など関係機関に働きかけることはできるのではないのでしょうか。すると、例えば年度途中で担任が変わることもなく、子どもたちの学びにとっても大変有意義なことだと考えます。今、学校現場は若い先生方が増えています。今後、妊娠して子どもを産み育てるための休職者が増えてくると予想されます。その時期に産休や育休の補充者がいないということは、学校運営にとって大変大きな問題になります。教育委員会として年度当初、妊娠が分かっている教員の補充者、4月に配置するよう関係機関に働きかけることを要望します。

これで1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、堀江議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の新型コロナ対策についてでございますが、新型コロナワクチン接種につきましては、現在、有田医師会の協力の下、4回目の接種を進めているところでございます。また、ワクチン接種の総合相談窓口としては、福祉保健部健康推進課においてお問合せいただきたく思います。

接種状況など詳しくは担当部長に答弁をさせます。

次に、小中学校、保育所や学童保育所などの職員に対し、簡易検査キットの配布につきましては、現在、町内の各中学校に計260個、各保育所で計128個、教育委員会に40個の検査キット等を準備しております。緊急の感染確認を行う必要がある場合、準備している検査キット等で対応していきたいと考えております。

次に、2点目の若者の定住促進政策についてでございますが、奨学金返還支援助成事業につきましては、移住定住の促進、また地元産業の人材確保を図るため、奨学金返還者の経済的負担を軽減することにより、定住を促すことを目的とした事業で、県

内でも実施している市町村があるということは聞いております。人口減少、地元産業の担い手不足は深刻な問題であり、本町におきましても人口減少、定住促進対策の事業を実施してるところでありますけれども、今後も効果の低い事業の見直し、本町に適した効果的な事業の実施などを行い、人口減少対策に取り組んでいきたいと考えております。

次に、3点目の吉備地区内の川の冠水・しゅんせつについてでございます。

有田川の河川整備につきましては、昨年度、防災・減災、国土強靱化のための5か年緊急対策の予算などを活用し、流下能力向上対策として、JR紀勢本線有田川橋梁から金屋大橋の区間において堆積土砂の撤去や河川内の樹木の伐採を県に実施していただきました。今年度につきましても、引き続きJR紀勢本線有田川橋梁から金屋大橋の区間で約1万7,000立方メートルの堆積土砂撤去、JR本線高架橋、吉備橋、金屋橋、金屋大橋付近で樹木の伐採を実施する計画となっております。

また、民間による一般砂利採取についても、令和4年度まで実施の予定となっており、田殿大橋上流や中央大橋上流で採取され、今年度は約1万5,000立方メートルを採取する予定となっております。鳥尾川につきましてはしゅんせつ、伐木、堤防補強、吉見西谷川・賢谷川はしゅんせつ、伐木を実施する計画となっております。

冠水対策といたしましては、天満川において令和3年度より断面狭小により流下能力が不足している区間で河道拡幅を行い、治水安全度の早期向上を図るため、堤防改修の測量設計業務に着手してくれています。町といたしましても重要な課題であると認識して、今後も河川の状況を注視しながら、県に対し適切に対応していただけるよう有田川河川改修促進協議会などを通じて、町全体の治水能力向上のために要望してまいりたいと考えております。

次に、4点目の町道吉見奥線吉見地区の道路改修についてでございますが、町道吉見奥線の吉見会館から県の果樹試験場までの坂道の道路改修の進捗状況でありますけれども、舗装修繕が必要な場所につきましては、町内舗装業者に対し既に発注しておりますので、近いうちに修繕できると考えております。

次に、5点目の円滑な学校運営につきましては、教育長に答弁をさせたいと思いません。

以上です。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

堀江議員の御質問にお答えいたします。

有田川町の新型コロナワクチン接種の状況でございますが、9月11日現在で3回目接種の進捗状況は、2回目接種完了者の12歳以上の対象者2万520人のうち1万6,622人が接種し、接種率は81.0%となっております。また、4回目接種

につきましては、対象者は3回目接種を受けた者で60歳以上の者、18歳から60歳未満で基礎疾患の有する者及び重症化リスクが高いと医師に認められた者、または医療従事者、介護施設従事者等となっております。7月より接種を開始し、接種の状況は9月11日現在で60歳以上の対象者9,026人のうち5,207人が接種し、接種率は57.7%となっております。また、60歳未満では628人が接種しております。

次に、オミクロン株対応ワクチン接種ですが、9月6日の自治体説明会において、対象者は初回接種を完了している12歳以上の者を想定して準備を進めるように指示があり、現在準備中でございます。接種開始時期につきましては、ワクチンが9月中旬に配分予定であり、10月3日より現行の4回目対象者で未接種の方に対してオミクロン株対応ワクチン接種を開始し、10月17日より12歳以上の対象者に対して、同じくオミクロン株対応ワクチン接種を開始できるよう準備中でございます。詳細が決まり次第、町ホームページでお知らせするほか、チラシを各家庭に配布したいと考えております。

次に、小児の3回目接種でございますが、9月6日の予防接種法の改正により、5歳から11歳の小児用ワクチンの3回目接種が追加となりました。接種対象者は約210名で、接種日の早い方から順次クーポンを発送しております。9月22日より接種を開始いたします。また、小児用のワクチン接種につきましては、努力義務が適用されることとなりました。

以上、簡単ではありますが、有田川町のワクチン接種の状況でございます。

○議長（森谷信哉）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

堀江議員の御質問にお答えさせていただきます。

円滑な学校運営について、年度当初、妊娠の分かっている職員の補充者を4月に配置するよう関係機関への働きかけについてでございますが、和歌山県では、いわゆるみなし加配、先読み加配とも言われておりますけれども、この制度は導入されておられません。また、現時点では今後も導入の意向はないと聞いてございます。

補充者につきましては、4月当初から7月末にかけて年度中に産休に入る教職員の人数を調査しております。また、教職員課と情報共有し、必要人材数を把握することにより、速やかな配置に努めておるところでございます。4月に配置できれば、学校にとって人材確保ができ、引継ぎも時間をかけて行うことができるなど利点があることは承知してございます。

今後も円滑な学校運営を行うために、県教育委員会に対し職員の補充者の速やかな配置について強く要望してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（森谷信哉）

答弁漏れはありませんか。

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

再質問をさせていただきます。

まず、新型コロナ対策についてであります。感染者数が増えてきたときには、定期的に簡易検査をすることが子どもの安心と安全につながることはないかと思っております。このコロナ関連の補助金を使って配布して、毎週というのは難しいかもしれませんが、人数が増えてきた場合には、学校や学童保育、そして保育所に対して簡易キットを配って検査をすることが子どもたちの安全、そして職員の安全、先ほども言いましたけれども、子どもが保育所でうつってきて一家が全滅でコロナになるということが多々ありますので、そのことについてはどう考えられますか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

堀江議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども町長の答弁にありましたとおり、緊急事態については簡易検査キットで検査するというのは想定しております。小学校等でも今現在は1人、2人出ても閉鎖することはないんですけども、教職員についても同じで、職員室の中で隣同士でいたとしても、感染された方のみが休むという形になっております。その場合には、周りの人というのは心配であるので、そこは簡易検査キットで調べていきたいと考えております。同じようにその施設だけ感染が止まらない状況にあれば、簡易検査キットで調べていきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

ありがとうございます。そういうところにはしっかりとコロナ対策の補助金を使っていたきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

後になりましたが、福祉保健部長にいろんなコロナの相談窓口ですけれども、健康推進課で持っていただくということでチラシを配っていただくときには、ぜひとも町民にしっかりと分かるように、何でも困ったことはこの電話番号へというようなことで字を大きくしてもらって、分かりやすく記入していただけたらと思っておりますがどうでしょうか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

先ほど申しましたとおり、また10月の区長配りのほうに全戸配布のチラシを入れる予定としております。いろいろなことが分かるような形できちっと作成してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

ではよろしくお願ひいたします。それでは、次の質問に入ります。

若者の定住促進政策についてであります。先ほどの答弁によりますと、この奨学金返還支援助成事業を考えておられないというようなことだと考えますが、それでいいのでしょうか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

堀江議員の御質問にお答えさせていただきます。

町長の答弁のとおりなんです。決して考えてないということではございません。ただこれを実施している市というのが県内に四つ、和歌山県もやっているというのは承知しているところであります。ただ有田川町も有田川町で定住施策というのはいろいろやっています。親元であったり、新規就業であったり、いろんな事業をやっています。その中の一つとして、効果のあることをやっていきたいというところで考えさせていただきたいというところがございます。また、近隣市町のこの制度をやって実績なり何なりというのも研究させていただきます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局からこの奨学金返還支援による若者の地方定着の推進についてという事務連絡が来ておりますが、各地方公共団体におかれましては、この要綱や昨年11月に公表した奨学金返還支援に関する実態把握の調査結果等も御参考に取り組の検討や着手拡大を通じて、若者の地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職の促進に努めてくださいますようお願いし、特に本制度を未導入の地方公共団体におかれましては、導入に向けた積極的な検討をお願いするという連絡が来て、上のほうからこういうお願ひというような文書はあまりないかと思われるんですけれども、ぜひとも検討の一つとして前向きに検討していただきたいと思います。

先ほど、部長も御存じのようにお隣の有田市、そして和歌山市でもこの制度が導入されております。和歌山市では、特に介護職、看護職など専門的な分野の学校に行っている方のことが、細かくこういう制度があるということでお知らせをされております。ぜひとも検討をよろしくお願ひいたします。前向きな検討ということで考えてよろしいですか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

大学へ行っている人、そして奨学金を借りている人、県内に勤めている人、町でするのであれば町内へ勤めている、もしくは町内に住居を置くというような条件がついてこようと思います。それよりも町内へ来て働いてくれる人であったり、新規の就農者であったりというところのほうが門戸が広いのかなという形でもあります。ただ、こういう制度というのもありますし、特別交付税も参入できるというところも聞いてございますので、検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

最後に申し上げておきますと、奨学金なんですけれども、これを借りて今、大学や専門学校、上の学校に行っている方、すごく多いと聞いております。町の中でも企業と一緒にこの制度を使うということになれば、都会で仕事を見つけるのではなくて、地元へ帰って仕事をしようという考えで学校へ行くということもできますので、ぜひとも御検討をお願いいたします。

それから、3番目の河川の草木の整備や冠水対策、しゅんせつについてであります。先ほど有田川について詳しく説明いただきましたが、担当部長にお聞きしたいと思っておりますけれども、天満川や庄川、そして鳥尾川なんですけれども、先日、私も天満川の水路の近くの方とお話することがあって、もう町長のところにも申入れがあったと思うんですけれども、本当に家が増えたりしたこともあって地面が水を吸わなくなって、一気に水が増えるということがありまして、近くには子どもさんもいる御家族もおられますし、そしてこれは、このことを引き合いに出すのがいいのかどうかは分かりませんが、8月には富山県で2歳の子どもが自宅から外に出たまま行方不明になって、どうやら水路に流されてということでお亡くなりになったという事例がありますので、ぜひとも早急に改修をしていただきたいと思います。

また場所もお知らせしますが、丹生図の先ほど説明しました、以前にも県にお願ひしてしゅんせつをしていただいたところなんですけれども、また川がカーブしていて土がたまって、そこにあせとかほかの草も生えているんですけれども、あせが生える

と多分根っこがすごくきつくて、何年もほっておくとその根っこすら取れにくいというような状況になってくるんじゃないかと思います。一度またお連れしますけれども、そういうところなんかも見てもらって、今年は特にこの草の生え方が尋常じゃないと。

先日、庄川につながる水路のところも、この草がすごいんやということで見せてもらった方にも、ここ毎年こんなに草生えないのに、今年はすごいんやという話を聞いて、建設課の方にも見てもらっていますが、そこは水路ということで水利組合の管轄内になるということでありましたけれども、そこを通る水が庄川に入ったり、もちろん鳥尾川も草や土が多いことで、一気に雨が降ったときに水位が上がりやすくなるということでもありますので、また現地調査なんかで部長に見ていただいて、しっかりと視察していただきたいと思います。

県に働きかけなければならぬ部分がたくさんあると思うんですけども、ぜひとも早急に調査をしていただいて、地元の人も町へお願いに行くのは毎年提出してもらおうほうが担当の人もひっ迫感を感じるということも、もちろん私たちも町民の皆さんから1回聞いて、町にお願いして、次の年なかったらもういいんかと思ってしまったりすることもあるので、ぜひともまたそういうところと一緒に見てもらって、県へと働きかけていただきたいと思いますのでどうでしょうか。一緒に見てもらって、調査をしてもらって、県へ働きかけていただくということはできますか。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

問題のある場所がありましたら、私もその場所は確認させていただきます。また、県の管理に係る部分につきましては、県のほうに要望していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森谷信哉）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

それでは、また近々よろしくお願いします。

町長も先日、天満の地域の方が陳情にみえたと思います。たまたま御一緒してから、その後、御近所の方と話をする中で、町長に陳情に行こうということになったようでもありますので、私のこの一般質問と重複するようなことがあって申し訳なかったんですけども、子どもたちの命と住民の皆さんの財産を守るという点で、早急な対策をしていただきたいと思いますのでいかがですか。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この間、天満区の区長をはじめ六、七人来てくれて、現場の話もよく聞きました。

ただ天満川を広げやんと、あそこだけ広げても水があふれるのはあまり変わらんということで、早急にまず天満川は今測量も既にやってくれております。あそののちょっと出るとこも出口が普通やったら右へカーブしたら流れやすいんやけど、左向いたりとかした欠陥のところもあります。それは昔つけるとき、用地の関係でそうならざるを得なかったと聞いております。それを含めてできるだけ早く改修できるように頑張りたいと思います。

また、鳥尾川につきましても、大分この頃上まで上がって、下津野駅の下までしゅんせつしてくれました。今度はまた上のほうへも引き続きたまってる箇所については、また部長に見てもらって、県のほうへ要望していきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

それでは、よろしく願いいたします。

そして4番目の件であります。もう先ほど改修の発注をしてくれているという御答弁だったんですが、いつ頃になるんでしょうか。今年度内ですか。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

既に発注済みですので、今年のうちには改修できると。

今まで県の工事が吉見会館の近くでやっておりましたので、その間、施工を待ってましたので、またすぐにかかると思います。

○議長（森谷信哉）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

分かりました。今年度内の改修ということで承知しました。

それで、5番目の円滑な学校運営であります。一番に考えていただきたいのは子どもたちのことでもあります。

例えば1学期の中頃に産休に入ったりするような先生がおられるとすると、そういうことであれば4月の年度初めにさせていただくのが一番ベターなことなのではないかと思えます。2学期から先生が代わるというのは、それは致し方ないということだと思えますけれども、ぜひともこれは県が必ずしなければならないことでもありますので、責任持って県がその教師の補充をすることについては、前倒しで今はしないということでもありますけれども、しっかりと子どものことを考えてしてもらおうように、たしか7月には小中学校の先生方、校長会か何かから申入れをしたとかしないとかお聞きしたんですけれども、申入れしていますか。

○議長（森谷信哉）

堀江議員、したとかしてないの質問はやめてもらえませんか。今さっき質問の中でしたとかしてないとかいうようなことなので、的確な質問をよろしくお願いします。答弁するのもえらいと思うんで。

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

教育委員会から申入れ、どこからかそのことについては申入れをされていますか。

○議長（森谷信哉）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

堀江議員の御質問にお答えさせていただきます。

これは県下に小学校、中学校の校長会がございます。校長会という任意の団体ですけれども、校長会から県教委のほうへ要望書を提出していると聞いてございます。

以上であります。

○議長（森谷信哉）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

県の校長会から申入れをしてくださっているということで、そういう団体はなかなかお力があると思いますので、しっかりと申入れをしていただきたいと思います。このことに対しては、町長から県の教育委員会へ言うというのも変かと思いますがけれども、事あるごとに自分の町の子どもたちのこと、今のところは有田川町の補充というのは入っておりませんが、これから若い先生が増えてくるということで、女の先生ももちろん多いことですし、しっかりと休みがとれるような体制をつくっていかねばならないと思いますし、そのときには子どもというのは物ではありませんから、年齢が低ければ低いほど新しい先生に途中で変わるというのは本当にしんどいことかと思しますので、そこのところをしっかりと働きかけをまた今後、できることがあればしていただきたいと思います。このことを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森谷信哉）

以上で、堀江眞智子君の一般質問を終わります。

……………通告順6番 11番（岡 省吾）……………

○議長（森谷信哉）

続いて、11番、岡省吾君の一般質問を許可いたします。

岡省吾君の質問は、一問一答形式です。

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、これより11番議員、一般質

問をさせていただきます。

今回、私の質問は、ゴミの不法投棄の問題に関して質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。私の質問は1項目でございますので、なるべく早く終わりたいと思っております。明確な御答弁を賜りますように、よろしくお願いいたします。

この件につきましては、過去に何度も一般質問で取り上げている事柄であります。ゴミの不法投棄の現状が以前から改善されていないのではないのかという思いから、このたびも取り上げるものであります。それでは、以下数点にわたりお聞きいたします。

今年の夏も非常に暑い猛暑の夏となりました。この暑さはもう毎年のことではありますけれども、夏場の時期になりますと、有田川に涼を求め県内外から多くの川遊びを楽しみにされている皆さんが有田川町にお越しくださります。私の住む地域も川遊びをするのに絶好のスポットが何か所もあることから、多くの皆さんでにぎわいます。静かな山間地域の日常が常のふだんでありますから、一時のにぎやかさは地域にも少なからずの活力を与えているものと感じます。そのような背景、大半の皆さんは社会的環境ルールを守られている方々でございますが、しかしながら地域の皆さんの頭を悩ませているのは、一部のマナーが欠落している方々が放置するごみの問題であり、この問題は地域が長年にわたり憂い、地域の抱える非常に大きな問題であります。

また、川遊びだけでなく、道路沿いの茂みなどにも家電やタイヤなどを不法投棄される事例もあるとお聞きする中、回収されるごみの量とその処分費について、まず1点目としてお聞きいたします。

川遊び客が投棄するごみの量はどのくらいか。また、道路沿いの茂みなどに投棄されるごみの回収量はどのくらいか。おのおの直近5年間のごみの総量とその処分に要した費用を示されたいと思います。

2点目として、地域の一般ごみ集積所に置かれた投棄ごみの処分方法についてお聞きいたします。

先ほどから不法投棄ごみの放置が地域を悩ませている問題だと申し上げました。地域で指定されている家庭ごみ集積所は、地域住民の日常で出る燃えるごみなどの一般家庭ごみを集積する場所でありまして、川遊び客の出すごみを置く場所ではないわけですけれども、今年の夏も家庭ごみ集積箱に川遊び客が残したごみが山積みになっていた状態が確認されました。そのような状態ですから、地域住民のふだんのごみが入れないということがたびたび起こります。そういう事態を招かないため、迅速な処理が求められるところではありますが、これらごみについての処理をどうされているのかを2点目にお伺いいたします。

3点目に、これら問題の対処法についてお聞きいたします。

不法投棄に関して、町もこれは非常に重要な事柄であると認識くださっているもの

と思います。そこで、不法投棄ごみの現状を踏まえ、町として取り組んでいる種々の施策を挙げられたいと思います。また、それら講じられている施策の効果はどう出ているのかを検証されておりましたらお示しいただきたいと思います。

4点目に、悪質な不法者への摘発に関してであります。

悪質なごみ不法投棄の現場においては、以前から防犯カメラを設置して、その始終を監視しているとのことでもあります。不法行為に対する抑止効果として監視カメラ設置の看板を掲げるだけでも一定の効果が見込まれるものと感じますけれども、実際のところの効果はどうなっているのかが興味深いところでございます。そこで、警察への情報提供などにより、不法投棄の特定や検挙につながった例はこれまでどれくらいあるのかをお聞かせ願ひまして、私のこの壇上での一般質問を終わらせていただきます。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、岡議員の質問にお答えいたします。

1点目の直近5か年の川遊び等の不法投棄ごみの回収量とその処理費用でありますけれども、これにつきましては建設環境部長に答弁させたいと思います。

また、2点目の地域の一般ごみの集積所や集積箱に投棄された川遊び等のごみの処分方法につきましては、不法投棄が多発する集積所や集積箱は、シルバー人材センターに委託して見回りのごみの回収をお願いしているところであります。また、環境衛生課に通報があった場合は、職員が直接ごみを回収する場合もございます。

この不法投棄、10年前は金屋橋、栗生もそうだったと思いますけれども、現場へそのままほってえらいことでありました。僕も何回か月曜日に整理に行ったことを覚えています。ただ、今、若干改善されて、いろいろごみ袋へ入れて、金屋橋の上もそうですけれども、ある程度整理をしてくれちゃるとこまできてます。ただ、持って帰ってもらうのが本来でありますけれども、なかなかそうはいかないということで、シルバー人材センターにも委託してます。恐らくまた一回、もうまたこのシーズンが過ぎたんで今後ないと思いますけれども、来年度にかけて大体何曜日が一番多いのか、何曜日がどこへがいに出しちゃうかというのを一遍調べて、シルバーの方にこういうときが多いんで、またしっかりとやってもらえるような体制にしていきたいと思っています。

みんなが来てくれるということは、幾らか地域経済の発展にもつながるし、経済効果も多分出ていると思います。来るなどと言って、もう鍵をかければそれでいいんやけど、そこまでもこの美しい有田川へ来てくれる以上は、いろんな方法をして来てくれる人にもマナーを守ってもらいながら楽しく遊んでいただくということが基本ですので、また何曜日が一番ごみが多かったか調べて、その日についてはできるだけ回数も

多くするように、来年度に向けて検討させたいと思っております。

それから、3点目の不法投棄への施策といたしましては、警告看板の設置、施錠用の錠前の提供、監視カメラ設置などを行っております。また、シルバー人材センターに委託し、ふるさと見守り隊として見回り啓発と不法投棄ごみ回収を目的とした業務を行っております。

4点目の悪質不法者の摘発につきましては、不法投棄監視用の防犯カメラを運用しており、地域の要望により随時設置しております。過去この防犯カメラにより警察に通報した件数は3件で、うち検挙は2件となりました。また、それとは別に行為者を特定し、町が指導した例が1件あります。昨今のアウトドアブームもあり、川遊び等の行楽客が出す不法投棄ごみが大量で、町の施策といたちごっこでございますが、今後も不法投棄防止にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

それでは、岡議員の御質問にお答えいたします。

直近5年間の川遊び等の不法投棄ごみの回収量とその処理費用であります。平成29年度は1,320キログラム、平成30年度は3,400キログラム、令和元年度は1,574キログラム、令和2年度は4,270キログラム、令和3年度は2,270キログラムでした。川遊び等で投棄されるごみにつきまして、平成30年度までは、町の職員が回収しておりましたので費用としては積み上げできませんが、令和元年度以降につきましては、シルバー人材センターへの委託によりごみ回収を行っておりまして、そのシルバー人材センターへの委託料としまして、令和元年度13万7,632円、令和2年度は36万8,780円、令和3年度は31万3,755円でありました。また、ごみの処分費用につきましては、平成29年度は1万3,820円、平成30年度は5万2,530円、令和元年度は3万440円、令和2年度につきましては8万1,292円、令和3年度は5万8,473円でありました。

次に、道路沿いの茂みなどに投棄されるごみの回収量は、平成29年度につきましては1,080キログラム、平成30年度は1,510キログラム、令和元年度は2,290キログラム、令和2年度は890キログラム、令和3年度は630キログラムでありました。また、費用につきましては、平成29年度は1万1,308円、令和30年度は2万3,330円、令和元年度は4万4,286円、令和2年度は1万6,944円、令和3年度につきましては1万6,228円でありました。

また、先ほど長が答弁いたしましたふるさと見守り隊として見回りの啓発と不法投棄ごみ回収を目的とした業務を行ったことによる効果についてであります。なかなかその施策の効果につきましては比較対象が難しくお示しすることはできません。

れども、私どもといたしましては一定の効果があるものと思ってやっております。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

答弁漏れはありませんか。

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

ただいま直近5年間の投棄ごみの回収量とその要した費用をお示しいただきました。先ほど町長は10年前と比べて随分とごみの量も減ってきたように感じるということをおっしゃっていただきました。私も同じように思います。昔は、もう河原へやったらほったらかされていたという状況が、今はごみ袋へ詰めて、まだ上まで持って上がってきてくれると、それだけでも川へ散乱することを思ったらありがたいかなと思うわけでありまして、今の数字を聞かせていただいて率直に感想として、まだまだその回収量が例年多いんだなと感じたところでございます。

この量を減らしていくという、今実績はなかなか伴わないんだということも答弁ありましたけれども、量を減らしていくということは、これは一部違反者のマナーが欠落しておられる方々のモラルの意識の問題でありまして、今後とも環境美化の観点からしっかりと行政の立ち位置で今後も取り組まれていってほしいと思います。

それらの思いを踏まえて再質問をさせていただきたいと思っております。

答弁の中で、ごみの回収や見守り啓発に当たっては、シルバー人材センターに委託しているふるさと見守り隊をお願いをしているんだということでもありますけれども、そこで、まずふるさと見守り隊の活動実績についてお聞きしたいと思います。

ふるさと見守り隊、何人体制で活動されているのか、またどれぐらいの日数を巡回されているのか、その点についてお示しいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

お答えいたします。

町からはふるさと見守り隊は何人体制でというお願いで委託しているわけではありませんが、主に金屋地区では2人体制、清水地区では1名で活動していただいております。令和3年度の活動実績としましては、回数は80回ということになっております。

○議長（森谷信哉）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

今、見守り隊の活動実績を示していただきました。毎年のことでもありますけれども、

夏休みの期間、特にお盆時期の川遊び行楽客が非常に多いと。それに比例してごみの量も増えてくると。一人の人がごみ袋をそこへ放置したら、次から次へと積んでいくということで、かなりその量が一気に1日のうちで増えているということを見受けるわけでありますけれども、その時期を重点期間としてふるさと見守り隊に、今、委託料を先ほどお示しいただきましたけれども、もう少し増やしてでもそのお盆の時期であるとか、夏休みの週末の時期であるとかというところを重点的に回ってもらって回収していただきたいと個人的に思うところでございます。

ごみの中でも川遊び客が残したごみの中身、焼肉を焼いた後の網、それから缶とか瓶、これをごちゃ混ぜに袋に入れているわけでございますけれども、一番厄介なのは生肉を捨てられている場合、非常に炎天下、生肉をそのまま置いていきますと、もう数日、えらいウジが湧き、それから悪臭が漂うと。それにカラスなどが突きまして袋も破ってごみが散乱する。町長の家付近は川はありませんので、こういうたぐいのごみは捨てられやんとは思いますが、こういうごみを軒先に置かれたらほんまに助からんな、地域の住民は本当に困っているところでございます。

今年のお盆の時期も一般ごみの集積箱に山積みされた、川遊び客が残したごみが山積しておりまして、1週間程度放置されておりました。地域から要望があったら早期に回収していただけるのかなと思うんですけれども、やっぱりこの暑い時期に1週間も置いたら大変なことになるということで、なるべく早く持って行ってほしいなと思うわけでありますけれども、本当にそういう地域の実情で困っているんだということを踏まえて、一言町長の感想とこのふるさと見守り隊がそういう時期に重点的に巡回・回収に回っていただけないかというような方向性についての考えをお示ししたいと思います。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

もう少し、先ほど僕も感じたとおり、昔は河原へほっていたやつが今、袋へ入れて上まで、金屋のところもそうですけど、よく岡議員の御意見を賜りました。結局、そんなに毎日毎日多くなくて、盆時分の土曜日、日曜日とか、多分もう聞いたら決まっていると思いますんで、またシルバーの回数を増やしてでも、そんな肉とかを1週間もほっとかれたらたまったもんじゃないと思います。また回収を増やすか、また平日もしそういうことがあれば担当課へ電話をくれたら、すぐ取りに行くように指導しておきますから、よろしくをお願いします。

○議長（森谷信哉）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

ありがとうございます。そんなふうにもまた来年に向けて考えていってほしいと思い

ます。

続いて、監視カメラの設置についてお聞きしたいと思います。

この監視カメラの台数は何台を保有しているのか。また、設置場所については不法投棄監視重点箇所固定して設置されているのでしょうか。また、地域の要望に応じて川遊び客が放置する箇所についても要望があれば新規に監視カメラを設置できるのかどうか、それら監視カメラの運用方法についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

不法投棄の監視のためのカメラにつきましては、現在のところ町では5台運用してございまして、地域の要望に基づいて設置してございます。今5台全て運用しているような状況でありますので、防犯カメラを設置することにつきましては、不法投棄の摘発だけではなく抑止効果、そういうものにも効果が見込めることでもありますので、御要望の状況を見まして、その増設も検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

ありがとうございます。監視カメラを地域の要望に応じて、また5台を設置していると。これダミーのカメラであったり、防犯カメラで監視中みたいなたぐいの看板を同時に設置していたら、ある一定の効果もあるん違うのかなと個人的に思うわけでありましてけれども、監視カメラを設置できない地域であったりするときは、そういうことも併せて今後考えていっていただけたらどうかと思います。

続きまして、県条例と町の取組との関連性についてお伺いしたいと思います。

県は、令和2年10月から和歌山県ごみ散乱防止に関する条例を施行しております。この条例では、ごみの散乱防止に関して環境監視員を配置し、パトロール巡回でごみ放置を発見した場合、回収命令を出し、従わない場合はその場で過料徴収を行うという強い権限を持った監視員を配置しております。ちなみにここで言う過料については、5万円以下の過料であるということでありましてけれども、県のこの環境監視員とはどのような方が任命されているのでしょうか。確認できておれば教えていただきたいと思っております。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

お答えいたします。

県の環境監視員につきましては、警察官のOBの方が就任されております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

警察官を退職された方ということでもあります。私の経験ですけども、数年前、川遊びに来られた方々が、帰り際にごみを放置している現場を目の当たりにして、その方々にごみをお持ち帰りくださいねと注意させていただいたところ逆上されまして、トラブルになったことがあります。そういう経験がありますので、もうそれから後は注意することもちゅうちょするというので、トラブルになって何か巻き込まれるのも嫌なんで、なかなか注意にも行けないという状況ですけども、ですからシルバー人材センターに委託しているふるさと見守り隊の皆さんでも、見回り活動といってもある一定の限度があるのかなと思うところがございます。そのような背景から、この県の環境監視員の皆さんに有田川の不法投棄問題について御協力願えたらありがたいのではないかと思いますけれども、県の環境監視員と町の連携の在り方についての見解はどうかという点についてお伺いしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

環境監視員につきましては、湯浅保健所に1名配置されております。川遊びの来客が多数来られる箇所につきましては、町のほうからも情報提供をさせていただきまして、連携を図りながら巡回をお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

そういう格好の中で今後も取り組んでいただきたいと思います。とにもかくにも川をきれいにするというのは、地域の皆さんであったり、各種ボランティアの皆さんであったりという皆さんの本当にありがたいそういう行いのたまものであるんで、ありがたいなと思っております。

ごみを早く回収してほしいと言っても、その時期でも毎日毎日来られるものですから、回収した後にもう次ほられてるというような状況ですから、毎日回収に来てくれよというのは酷かもわかりませんが、先ほど町長も1週間も置かれたら大変だよという話もありました。できるだけ早期に回収していただいて、環境美化にこの地域はやっていくんだという思いの中で、今後とも取り組んでいただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森谷信哉）

以上で、岡省吾君の一般質問を終わります。

以上で、日程第2、一般質問が全て終了しました。

本日の会議はこれで散会いたします。

次回の本会議は9月21日、水曜日、午前9時30分から開議させていただきます。
よろしく願いいたします。

~~~~~

散会 16時08分